

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

令和4年6月21日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

- シート No. 1 …… 1
 - 1①農林水産物・食品の輸出促進
 - 8④戦略的輸出体制の整備
 - 10①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
- シート No. 2 …… 3
 - 2みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開
- シート No. 3 …… 5
 - 3①スマート農業技術の実証・分析
 - 3②農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減
 - 3③スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良
 - 3④技術対応力・人材創出の強化
 - 3⑤技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備
 - 3⑥スマート農業技術の海外展開
 - 10⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進
- シート No. 4 …… 8
 - 4①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- シート No. 5 …… 10
 - 4②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- シート No. 6 …… 12
 - 4③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- シート No. 7 …… 13
 - 4④食品ロス削減の推進
- シート No. 8 …… 14
 - 4⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出
- シート No. 9 …… 15
 - 4⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
 - 8⑤チェックオフ導入の検討
 - 8⑩肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
 - 8⑪配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
 - 8⑫牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
 - 10②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
- シート No. 10 …… 17
 - 4⑦国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- シート No. 11 …… 19
 - 4⑧食の安全と消費者の信頼の確保
 - 8④全ての加工食品への原料原産地表示の導入
 - 10⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化

○シート No. 12 ……21

- 5①人・農地など関連施策の見直し
- 5②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- 5③多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- 8③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 10⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進

○シート No. 13 ……23

- 5④女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）

○シート No. 14 ……24

- 5⑤高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- 8⑦真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

○シート No. 15 ……26

- 5⑥経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
- 8①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

○シート No. 16 ……28

- 6 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設（「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照）
- 8⑩飼料用米を推進するための取組
- 10④水田農業における高収益作物等への転換

○シート No. 17 ……30

- 7 農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照

○シート No. 18 ……32

- 8②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 10⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化

○シート No. 19 ……34

- 8⑦収入保険制度の導入
- 10⑩激甚化する自然災害への対応の強化

○シート No. 20 ……36

- 8⑧農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- 9①農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保
- 10⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化

○シート No. 21 ……41

- 9②中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

○シート No. 22 ……43

- 9③農村を支える新たな動きや活力の創出

○シート No. 23 ……44

- 9④農地の長期的な利用

○シート No. 24 ……45

- 10③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化

- シート No. 2546
10⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化
- シート No. 2647
11①新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等
- シート No. 2749
11②CLT等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- シート No. 2851
11③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出
- シート No. 2953
11④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
- シート No. 3055
12①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- シート No. 3156
12②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- シート No. 3257
12③水産政策改革の着実な推進
12④養殖業の成長産業化の推進
- シート No. 3360
12⑤海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進
- シート No. 3462
12⑥デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成
・確保を通じた漁村の活性化の推進
- シート No. 3563
13①復興交付金等を活用した施策の推進
- シート No. 3664
13②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- シート No. 3765
13③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図る
- シート No. 3867
14①食料安全保障の強化に向け今後さらに取り組むべき課題の整理、国際的な需給状況の分析の強化
- シート No. 3970

14②「農業DX構想」（2021年3月とりまとめ）に基づくデジタル基盤の整備をはじめとするプロジェクト等を推進

○（参考）農業所得、農村地域の関連所得の推移 ……………71

【シート No.1】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>1 ①農林水産物・食品の輸出促進 8 ④戦略的輸出体制の整備 10 ①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○農林水産物・食品の輸出額について、2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を掲げ、具体策を検討</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○1兆2,382億円(2021年) (※目標:5兆円(2030年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正投資円滑化法に基づき、輸出をはじめ、流通・加工等の食品関連事業者等を投資対象とする第1号の投資主体を承認(2022年2月)。 ・輸出重点28品目について、1,192輸出産地・事業者をリスト化。 ・農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、温度・衛生管理が可能な荷さばき施設やリーファー電源供給施設を整備(2021年8月清水港、2022年5月堺泉北港)。 <p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故に伴う輸入規制については、2021年度中に、シンガポール、米国が規制を撤廃、EU及びEFTA加盟国、台湾が規制を緩和。 ・2021年度中に輸出先国・地域の規制等61件に対応済み。 ・2021年度中にベトナム向けうんしゅうみかん、米国向けメロン及びインド向けりんごの輸出解禁を実現。 ・高病原性鳥インフルエンザ発生時に2国間交渉を実施し、地域主義を適用することにより、早期の日本産畜産物の輸出再開を実現。 ・品目別の輸出先のニーズへの対応や輸出量の確保などに向けた技術的課題を取りまとめて公表(2022年4月)。 ・米国・EU向け牛肉処理施設のHACCP認定施設については、2022年5月末までに延べ26件を認定。 ・輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から全ての種類の証明書を対象として本格運用を開始。 ・改正種苗法に基づく海外持出制限や自家増殖の許諾制等を活用した育成者権者による登録品種の管理を進めるとともに、海外での品種登録や侵害対策を支援し、海外流出を防止。 <p>【新たな取組を実現するための法制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正輸出促進法が成立(2022年5月)。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【日本の強みを最大限に発揮するための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材を活用し、マーケットインの発想で計画的に輸出に取り組む産地・事業者を育成。 ・改正輸出促進法に基づき、生産から販売に至る事業者の緊密な連携により構成された農林水産物・食品輸出促進団体を認定し、当該団体による輸出先国・地域の市場・輸入条件等に関する調査研究、商談会への参加や広報宣伝等による需要開拓等を推進。 ・在外公館、JETRO海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、専門性の強化や人脈・交渉の継続性の確保により、主要な輸出先国・地域での包括的な事業者支援を推進。

【シート No.1】

	<p>【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業者を後押し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）について、機能強化を行うとともに、継続的・安定的な運営体制を検討。 ・改正投資円滑化法に基づき輸出事業者ヘリスクマネーを供給。 ・改正輸出促進法に基づく農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）や輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例等の措置を通じた輸出事業者の取組を推進。 ・輸出が地域の事業者の利益につながるよう、実態を把握するための統計的手法を検討。 ・効率的な輸出物流を構築し、輸送コストを低減。 ・加工食品の輸出拡大に必要な設備投資を推進、地域の中小食品事業者の輸出体制を構築。 ・海外展開ガイドラインを活用し、輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を促進。 <p>【省庁の垣根を超え政府一体となって輸出の障害を克服】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正輸出促進法に基づき、登録発行機関による輸出証明書の発行が認められるよう関係国との協議を推進。 ・政府一体となって日本の知的財産を保護・活用。 ・育成者権者に代わって専任的に育成者権等の知的財産権を管理・保護する育成者権管理機関の設立を検討。
府省庁名	農林水産省、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

【シート No.2】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2みどりの食料システム戦略の実現に向けた施策の展開</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○みどりの食料システム戦略の実現に向け、温室効果ガス排出量に関し、2030年までに排出削減対策として0.2%（慣行の6%削減。省エネ施設の導入によりCO₂削減、水田メタン削減等）、吸収源対策として3.3%（森林吸収源対策等）を達成 ○2023年度までに国内重要病害虫全てについて、農薬に頼らない病害虫防除に転換していくための指針を国が策定 ○2022年度に地域の栽培暦（600地区）の総点検を実施し、2024年度までに主要品目の栽培暦の見直しを実施 ○2030年度までに有機農業を推進する自治体（オーガニックビレッジ）を全市町村の1割以上とする ○2030年までにエリートツリーなど成長に優れた苗木を苗木全体の3割に拡大（2019年：283万本） ○2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復（2018年：331万トン）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○2021年に策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、戦略の具体化に向けた取組を実施 ○第208回国会において「みどりの食料システム法」及び「植物防疫法の一部を改正する法律」が成立</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【みどりの食料システム法の成立】 ・生産者、事業者、消費者等の関係者が戦略の理念を共有し、行動変容を促すため、戦略の基本理念を定め、化学農薬・肥料の低減、有機農業などに取り組む生産者や地域ぐるみの活動、新技術の開発・普及などに取り組む機械・資材メーカー等の活動を認定するみどりの食料システム法が成立（2022年4月）。</p> <p>【植物防疫法の一部を改正する法律の成立】 ・全国的に農薬に頼らない病害虫防除への転換を果たすため、海外からの病害虫の侵入を防ぐための植物防疫官の権限の拡充や、病害虫の発生予防を中心とした総合的な防除に関する国の指針の策定等を内容とする植物防疫法の一部を改正する法律が成立（2022年4月）。</p> <p>【持続可能な食料システムの構築】 ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」等により、各地域の状況に応じて、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援。</p>
<p>今後の施策の展開方向 （主なもの）</p>	<p>【みどりの食料システム戦略の具体化】 ・みどりの食料システム法成立に係る計画認定制度、税制・融資の特例措置等の現場への集中周知（2022年度中）。 ・農林水産省生物多様性戦略の改定（2022年度中）。</p> <p>【持続可能な食料システムの構築】 ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」等により、スマート技術の活用、化学農薬・肥料の低減、有機農業など環境負荷低減に取り組む水稻や野菜などの産地を創出。 ・2023年までに国の基本指針に即して、全ての都道府県において総合</p>

【シート No.2】

	防除の具体的内容を定める計画を策定。
府省庁名	農林水産省、財務省

【シート No.3】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3①スマート農業技術の実証・分析 3②農業支援サービス事業の育成等を通じたスマート農業機械の導入コスト低減 3③スマート化を加速するために必要な更なる技術の開発・改良 3④技術対応力・人材創出の強化 3⑤技術の進展に応じた制度的対応、データ活用の促進、通信環境を始めとした農業生産基盤の整備等の実践環境の整備 3⑥スマート農業技術の海外展開 10⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル施策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 ○2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている ○2022年夏頃までにスマート農業の現場実装を加速するため、技術対応力や人材創出を強化する施策について検討を行い、「スマート農業推進総合パッケージ」を改訂</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 36.4% (2020年) (48.6% (2021年、参考値))。 ※次回評価は2025年の農林業センサスの結果を踏まえて行う予定。中間年は農業構造動態調査による参考値。 ※農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手に関する進捗状況の評価は、2022年度以降、アンケート調査等を基に行う予定。 ※「スマート農業推進総合パッケージ」は2022年夏頃の改訂予定。</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>スマート農業推進総合パッケージに基づき施策を実施。 【スマート農業技術の実証・分析】 ・スマート農業実証プロジェクトを、これまで全国202地区で展開。93地区(令和元年度及び令和2年度1次補正採択地区の合計)の実証成果、55地区(令和2年度採択地区)の初年度成果を公表。 ・データを活用した施設園芸への転換を促進するため、生産性・収益向上につながる体制づくり・ノウハウの分析・情報発信等を支援。 【スマート農業機械の導入コスト低減】 ・「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン(2021年3月)」に沿った情報表示を行う事業者リストを公表(2021年12月)(54事業者(2022年3月))。 ・改正投資円滑化法に基づき、農林漁業・食品産業に寄与する技術開発等を行う事業者を投資対象とする第1号の投資主体を承認(2022年2月)。 【技術の開発・改良】 ・技術開発が不十分な野菜や果樹等の分野において、スマート農業技術の開発・改良を開始。 ・農業用ハイスペックドローン機体、散布装置及びソフトウェアの開発や、自動で除草を行うAI除草ロボットの開発を継続。 【技術対応力・人材創出の強化】 ・地域農研を拠点とした情報発信活動に着手。 ・令和4年から、全ての農業高校・農業大学校においてスマート農業をカリキュラム化。</p>

【シート No.3】

	<p>【実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の構造基準を満たす小型農業ロボットの公道走行実現にも資する道路交通法の改正。 ・「農業農村における情報通信環境整備のガイドライン（2022年3月策定）」を公表。 <p>【スマート農業技術の海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農機を活用したデータ連携システムに係る国際標準化を推進。 ・我が国の民間企業等が途上国の農林水産業・食品関連産業へデジタル技術を活用した輸出やサービスを行うため実証等を推進。 ・スマート農業技術に関する我が国の民間企業等の海外展開を推進するため、海外実証デジタル基盤の構築を推進。 <p>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同プログラムに基づき、取組を推進。 ・林業イノベーションハブセンター（森ハブ）を設置し、異分野の技術探索や産学官の様々な知見者による先進技術方策の検討を実施。 ・水産業データ連携基盤を構築・稼働。 <p>【農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX）の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が所管する行政手続2,692手続をオンライン化。 ・農地の現場情報を統合し、現地確認等の抜本的な効率化・省力化等を図る「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発を進め、2021年度に一部運用を開始。 ・筆ポリゴンの2021年度の更新を完了、オープンデータとして公開。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>スマート農業推進総合パッケージを改訂し、引き続き同総合パッケージに基づく施策を展開。</p> <p>【スマート農業技術の実証・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者がスマート農業技術の導入のシミュレーションを行えるアプリを、農研機構を中心に開発（2022年度）。 <p>【スマート農業機械の導入コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地ぐるみでのスマート農業実証プロジェクトを引き続き推進。 ・改正投資円滑化法に基づき、事業者への資金供給を引き続き促進。 ・農業支援サービスの育成や農業現場とのマッチングを引き続き推進。 ・「スマート農業新サービス創出」プラットフォームにおいて、成果等を民間企業や研究機関等と共有することで、サービス事業者の活動を支援し、スマート農業の導入を促進。 <p>【技術の開発・改良】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きスマート農業技術の開発・改良を推進。 ・農業用ハイスペックドローン機体、散布装置及びソフトウェアや、自動で除草を行うAI除草ロボットを開発し、実用化。 <p>【技術対応力・人材創出の強化】</p>

【シート No.3】

	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業実践農業者等からなる支援チームによるスマート農業の実地指導を行い、各地の人材育成を推進。 ・農業高校・農業大学校への研修用スマート農業機械・設備の導入や動画教育コンテンツの充実を引き続き推進。 ・スマート農業の最新技術等を学べる人材育成拠点を設置し、就業している農業者を対象としたスマート農業研修を推進。 <p>【実践環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法一部改正を踏まえ、遠隔操作型小型車が公道を走行するために必要な構造要件や届出の方法を開発メーカー等に情報提供。 ・農業データ連携基盤の活用促進と農機メーカーによるオープンAPIの整備を引き続き推進。 ・スマートフードチェーンプラットフォームの構築及び関係JASの策定等を引き続き推進。 ・自動走行農機等の導入に適した基盤整備、ICT水管理施設、情報通信環境の整備等を引き続き推進。 ・水管理におけるICTの活用に関する手引きを作成（2022年度）。 <p>【スマート農業技術の海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術の国際標準化を引き続き推進。 ・国際機関でのスマート農業の調査分析、アジア生産性機構加盟国での農場経営管理システムによる経営管理等の実証を引き続き実施。 ・令和8年度までに3件以上の実ビジネスを構築。 ・アフリカでの農業プラットフォーム・ビジネスの展開、スマート農業技術がある日本企業とタイ農業関係団体とのマッチングを支援。 <p>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場実装推進プログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業イノベーション現場実装推進プログラムを改訂し、引き続き、同プログラムに基づき取組を推進。 ・森ハブにおける成果を活用し、イノベーション推進のための林業の戦略的開発・実装や事業化支援等の方策を検討。 ・水産スマート機械の現場実装を推進し、そこから得られるデータを連携基盤を利用して共有・活用を推進。 <p>【農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX）の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続について、2022年度までにオンライン化率100%、2025年度までにオンライン利用率60%を目指して取組を推進。 ・eMAFF 地図の開発を進めつつ、農地の現場情報を統合するための紐づけ作業を進め、2023年度から本格運用する。 ・筆ポリゴンの継続的かつ安定的な更新、公開に向けた取組を実施。 ・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等の各種データ項目の標準化、活用方策等データマネジメントのあり方を検討。 ・引き続きMAFFアプリについてeMAFFとの連携強化による機能を拡充。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省

【シート No.4】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を440事業に交付見込み（2022年3月現在）。 （これまでに1,456市区町村に対し創業支援事業計画を認定済。）</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画は、これまでに2,618件を認定済（2022年5月31日時点）。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、これまでに816件を認定済（2022年2月10日時点）。 ・6次産業化の取組事例集や、団体レベルでの農商工連携の優良事例をまとめた事例集や動画を作成し、農林水産省ホームページ等で情報発信。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示するスマイルケア食に対して、地場産農林水産物を活用した商品開発等を支援。現在の商品数は青マーク（栄養補給食品）が227、黄マーク（そしやく配慮食品）が6、赤マーク（嚥下困難者用食品）が14（2022年3月現在）。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年4月現在、119産品をGIとして登録。 ・2021年1月、英国との間でGI相互保護開始（47産品）。 ・2022年2月、EUとの間でGI23産品を追加で相互保護（現在95産品）。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場において、革新的な研究開発、さらには商品化・事業化の推進のため、2021年度に6回のセミナー・ポスターセッション等を開催。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化を含む農山漁村発イノベーションを推進するため、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や専門家派遣等を支援。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を促進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。 ・研究機関等関係者との連携により、和食の健康有用性についての科学的エビデンスの蓄積や情報発信に取り組む。 ・引き続き、SIP第2期「食を通じた健康システムの確立による健康寿命の延伸への貢献」、「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」において、研究開発を推進。

【シート No.4】

	<p>【ローカル 10,000 プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル 10,000 プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型事業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G I 登録申請を支援。G I 制度を普及。 ・ G I の海外との相互保護に向けた取組を推進。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異分野との連携により、農林水産・食品分野に新たな知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に向け、引き続き、「知」の集積と活用場による取組を重点的に推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【シート No.5】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4②新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」による育種ビッグデータの整備及び育種基盤技術の開発を推進。 ・S I P第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において良食味や加工適性等、消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進。 ・輸出促進のため、輸出先国の規制・ニーズに応じた生産技術や優良品種・系統の開発等を推進。 ・改正種苗法に基づく海外持出制限や自家増殖の許諾制等を活用した育成者権者による登録品種の管理を進めるとともに、海外での品種登録や侵害対策を支援し、海外流出を防止。(再掲) ・2022年4月現在、119産品をG Iとして登録。(再掲) ・2021年1月、英国との間でG I相互保護開始(47産品)。(再掲) ・2022年2月、E Uとの間でG I 23産品を追加で相互保護(現在95産品)。(再掲) <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定に基づき、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、キルギスの5か国と共同研究を実施。 ・共同研究において592点の植物遺伝資源を収集したほか、各国のジーンバンクから遺伝資源を収集。国内の民間種苗会社等が新品種開発に活用できるよう、それら遺伝資源の特性情報(耐暑性、病害抵抗性等)を解明し、データベースに蓄積。 <p>【和牛遺伝資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護強化を図るため、2020年10月に改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法が施行され、家畜改良増殖法に基づき立入検査を実施。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発」、S I P第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、「輸出促進のための新技術・新品種開発」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・政府一体となって日本の知的財産を保護・活用。(再掲) ・G I登録申請を支援。G I制度を普及。(再掲) ・G Iの海外との相互保護に向けた取組を推進。(再掲) <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな2国間共同研究協定の締結に努力するとともに、共同研究における植物遺伝資源の調査や収集を行い、順次、その結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を推進。

【シート No.5】

	【和牛遺伝資源】 ・2020年10月に施行された改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源法に基づき、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護する。
府省庁名	農林水産省

【シート No.6】

展開する施策	4③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を行っている地区の増加傾向を維持し、2023年度の取組地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる収入等の経済規模を600億円まで増加 ○2025年度までに市町村バイオマス活用推進計画を600市町村で策定
目標の進捗状況	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 180地区（2020年度）→192地区（2021年度） ○バイオマス産業都市 94市町村（2020年度）→97市町村（2021年度）
施策の実施状況 （主なもの）	【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進】 ・農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進するため令和3年度当初予算において、再生可能エネルギーの発電に関する個別相談（118件）、事業計画のサポートや再生可能エネルギー関連事業者とのマッチング（3地区）、全国的な普及活動、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電及び木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 ・これらの取組の結果、2021年度においては、再生可能エネルギーを活用し、農林漁業の発展を図る取組が12件新たに開始。また、関係府省共同で3市町を新たにバイオマス産業都市に選定。 ・さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を1件実施。 【メタン発酵により発生する消化液等の活用】 ・2021年度においては、メタン発酵消化液等を地域で有効利用するため、散布実証、肥料の肥効分析、農業者への普及の活動を支援。 【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】 ・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等の地域の総力を挙げて、バイオマス及び廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。2021年度に新たに6団体でマスタープランを策定。
今後の施策の展開方向 （主なもの）	・みどりの食料システム戦略、バイオマス活用推進基本法や農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、関係府省との連携の下、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向けた関連施策を推進。 ・マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、関係省庁タスクフォースによりマスタープラン策定団体の地域エネルギーの事業化を推進。
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

【シート No.7】

具体的施策 〈展開する施策〉	4④食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年度食品ロス量 (570 万トン：うち事業系 309 万トン、家庭系 261 万トン) を公表 (2022 年 11 月)。 ・ 「食品ロス削減の推進に関する関係省庁連絡会議」メンバーが連携し、制度的見直しを伴う課題に対する取組を推進 (2020 年 10 月～)。 ・ 食品ロス削減月間 (10 月) に、納品期限の緩和に取り組む小売事業者を公表するとともに、全国一斉に商慣習を見直すこと (納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化) を呼びかける運動を実施。また、小売事業者による啓発ポスターの掲示の推進、賞味期限表示の大括り化の取組事例の公表等を通じて、情報発信や消費者啓発を実施 (2021 年 10 月)。 ・ 食品ロスを削減することを目標とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携して「第 5 回食品ロス削減全国大会」(愛知県豊田市) を開催 (2022 年 10 月)。 ・ 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施 (2021 年 12 月～2022 年 1 月)。 ・ 2 月の恵方巻きシーズンに、予約販売等の需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者の公表や消費者向け PR 資材の提供を実施 (2022 年 2 月)。 ・ 食品ロス削減に関し、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優良な取組を実施した者を表彰する「食品ロス削減推進大賞」を実施 (2020 年～)。 ・ 食品ロス削減に向けた啓発活動の一環として、「「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」を実施 (2021 年～)。 ・ 「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」を行い (2020 年 7 月～10 月)、「賞味期限」の愛称として、「おいしいめやす」を決定。小売店舗において、普及啓発を実施 (2021 年 2 月～)。 ・ 地域において食品ロス削減を推進する人材を育成するため、「食品ロス削減推進サポーター」制度を創設し、サポーター育成のための教材となる「食品ロス削減ガイドブック」を作成 (2022 年 1 月～)。 ・ 飲食店での持ち帰りを促進するためのドギーバッグに代わる新たな名称として選定された「mottECO」のロゴを使用した、飲食店や自治体で利用可能なポスターやステッカー等を作成 (2020 年 12 月～)。 ・ 食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、国の災害用備蓄食品のうち、入替えにより役割を終えたものについては、原則としてフードバンク団体等へ提供することについて、関係府省庁においての申合せを踏まえ、災害備蓄食品をフードバンク等へ無償提供するためのポータルサイトを開設・運用 (2021 年 4 月～)。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくするため、フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するための支援を実施 (2021 年 1 月～)。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2020 年 3 月閣議決定) に基づき、食品ロス削減に向けた取組を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省

【シート No. 8】

具体的施策 〈展開する施策〉	4⑤フードテック等を活用した新しいビジネスモデルの創出
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の食品事業者、研究機関等による、フードテック等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組に対して、支援することとしている（令和3年度補正予算、令和4年度当初予算：フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業）。 ・令和2年10月に立ち上げたフードテック官民協議会の下に設置されている作業部会において、フードテックに関する研究及び事業について、情報共有や課題解決に向けた議論を継続的に実施。 ・令和4年3月のフードテック官民協議会において、フードテックの意義、現状、課題と対応策について記載するフードテック推進ビジョン、及び誰が何をいつ実施するかを整理するロードマップの策定に向けたスケジュールについて公表。 ・関係省庁が連携し、新たな技術の進展に伴い必要となる安全性の確認や表示のあり方に関する検討を実施。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいビジネスモデルを実証する取組を支援する。 ・フードテック官民協議会の作業部会において、情報共有や課題解決に向けた議論を行う。 ・令和4年6月、10月、令和5年2月に予定されているフードテック官民協議会において、フードテック推進ビジョン及びロードマップについて検討し、決定する。 ・関係省庁が連携し、安全性の確認や表示のあり方に関する検討を進める。 ・フードテック官民協議会において、フードテック分野のビジネスコンテストを開催し、事業化の推進を図る。
府省庁名	農林水産省、内閣府（食安委）、消費者庁、厚生労働省、経済産業省

【シート No.9】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>4⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備 8⑤チェックオフ導入の検討 8⑩肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 8⑪配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策 8⑫牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 10②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2035年度までに和牛の生産量を30万トンまで拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○和牛 14.9万トン(2018年)→15.2万トン(2019年)→16.1万トン(2020年)→16.1万トン(2021年度)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律は2022年4月1日から施行。 ・配合飼料価格安定制度の異常補填基金に、令和3年度補正予算で230億円を積み増す等、補填財源を確保。 ・食肉流通再編・輸出促進事業により、国産食肉の生産・流通体制の強化を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者がコンソーシアムを組織し、食肉処理施設を再編整備する場合の施設・機械等の整備を支援(2021年度2地区)。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行後の現場の実態等を踏まえ、引き続き畜舎等の建築基準の緩和に向け、必要となる対応を検討。 ・引き続き、草地生産性向上対策、飼料生産利用体系高効率化対策、国産飼料資源生産利用拡大対策を適切に実施。 ・引き続き、大規模飼料生産体系における収穫作業の人手不足に対応する技術開発を推進。 ・引き続き、改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用するとともに、生乳の適正取引推進ガイドライン等の周知を図り、生乳取引等の一層の多様化を推進。 ・国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換を推進し、乳業工場の機能を強化。 ・性判別技術・公共牧場等を活用した乳用後継牛の自家生産の取組強化や預託育成体制の構築等により、その計画的な確保・育成を推進。 ・チェックオフ導入を要望する農水省所管の業界について、関係者間の検討が円滑に進められるよう、助言や情報提供等を実施。 ・引き続き、配合飼料価格安定制度の安定的な運営に努める。併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進。 ・引き続き、中小乳業工場の再編の取組等を支援。 ・農業競争力強化支援法等を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押しすることにより、酪農関連産業の構造改革に向けた施策を着実に実行。 ・引き続き、バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施することにより、需給情報を把握するとともに、輸入

【シート No.9】

	<p>バターの売渡しについて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態の確認を適切に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及等、作業の外部化及び省力化機械の導入による畜産経営の労働負担軽減等を推進。 ・大規模経営のみではなく、中小規模の家族経営を含めた経営の生産性向上が図られるよう、地域全体での生産基盤の強化の取組を推進。 ・和牛の増頭を図るため、肉用牛経営による繁殖雌牛の導入や酪農経営における和牛受精卵の利用の促進等を推進。また、広大な草地を有する公共牧場の預託機能を活用した肉用牛生産を推進。 ・後継者不在の畜産経営と地域の担い手のマッチング、経営継承に必要な施設整備等を推進。 ・肥料メーカー等との連携の下、堆肥の高品質化やペレット化等を推進し、広域流通等による耕種農家での堆肥の利用の促進等を推進。 ・国産食肉の生産・流通体制の更なる強化を促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、国土交通省

【シート No.10】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4⑦国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2025年度までに学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を2019年度から維持・向上した都道府県の割合を90%以上にする ○2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トンまで拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○学校給食での国産食材の使用割合が維持・向上した都道府県の割合74.5%（2021年度） ○加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）102万トン（2020年）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成・派遣を支援。 ・第4次食育推進基本計画（令和3年3月）に基づき、「新たな日常」における食育活動推進のための「デジタル食育ガイドブック」を作成する等の各種施策を実施。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年に「和食」がユネスコ無形遺産への登録10周年を迎えるという機会も活用し、引き続き、和食文化を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施。 ・クールジャパンや外務省等の関係省庁等と連携して日本産品の魅力を海外に発信。 ・地域の農林水産物の施設給食への安定供給システムを構築するなど、地産地消の取組を更に推進。 ・国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力を、メディア・SNS等を活用して発信。 ・農業・農村に対する国民の理解を醸成するため、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを開催。 ・第4次食育推進基本計画では、①生涯を通じた心身の健康を支える食育、②持続可能な食を支える食育、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を重点事項とし、総合的かつ計画的に推進。 ・引き続き、2017年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。 ・学校や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置により、学校給食における地場産物の使用を推進することで、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境に対する理解を深めることにつなげる。 ・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。 ・引き続き、「健康寿命延伸に向けた食品・食生活実現プロジェクト」、SIP第2期「食を通じた健康システムの確立による健康寿命の延伸への貢献」等において研究開発を推進するとともに、農林

【シート No.10】

	<p>水産業の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、実需者主導の薬用作物の産地づくりを図るため、生産者と実需者の間で需給情報等の共有や栽培契約の締結に向けたマッチングを実施するとともに、国産ニーズの高い薬用作物の技術拠点農場を設置し省力化技術の産地導入の取組を推進。 ・需要が拡大する加工・業務用野菜について、生産体制を一層強化し、輸入野菜の国産切替えを進めるため、水田を活用した加工・業務用野菜の産地化、複数産地の連携等による周年供給体制の構築等を推進。 ・引き続き、環境保全型農業直接支払、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築及び国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起、有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むモデル的先進地区の創出等により有機農業の拡大を着実に推進。 ・引き続き、有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発等の取組を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、厚生労働省

【シート No.11】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4⑧食の安全と消費者の信頼の確保 8④全ての加工食品への原料原産地表示の導入 10⑪豚熱・アフリカ豚熱など家畜疾病対策の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜水産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド、食中毒菌等の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及し、その効果を検証。2021年度は、コメに含まれる無機ヒ素を低減する技術等をまとめた「コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き」を改訂。 ・ コーデックス残留農薬部会（2021年7月）、同食品衛生部会（2022年2月）、同食品汚染物質部会（2022年5月）等に参加し、国内の食品の基準や我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際規格等の策定等に貢献。 ・ 家畜の衛生対策を強化するため、改正家畜伝染病予防法（2021年4月施行）に基づき、飼養衛生管理指導等指針を公表（2021年4月1日公表、10月1日一部変更）。大規模所有者が講ずる措置等を省令で規定（2021年10月1日施行）。 ・ 農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、2021年10月から順次再評価を実施。 ・ 食品事業者等による食品防御の取組を推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で食事提供を行う事業者等に対して現地指導を行ったほか、その他大規模イベントを企画する事業者等に対して、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。 ・ 平成29年9月に食品表示基準（内閣府令）を改正し、全ての加工食品への原料原産地表示制度を導入。令和4年3月末までの経過措置期間中、消費者や事業者等への普及啓発を実施。令和4年4月から全ての加工食品への表示を義務化。 ・ 野生いのししにおける捕獲及びサーベイランスの強化（消費・安全対策交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業）、28都府県での経口ワクチン散布（畜産業振興事業）、環境省と連携した一般市民への注意喚起など野生動物対策を実施。 ・ 2022年4月現在、39都府県において、豚熱の予防的ワクチン接種を実施。 ・ 検疫探知犬や、改正家畜伝染病予防法により権限を強化された家畜防疫官による違法畜産物の摘発など水際対策を強化。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害化学物質・微生物について、農畜水産物や食品中の汚染実態の調査等により得られた科学的知見等を基に、汚染の防止及び低減のための指針等の策定を進めるとともに、食品安全に関する国内外の基準等の策定等にも貢献する。 ・ 薬剤耐性対策については、国家行動計画を踏まえ、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物におけるモニタリング調査、関係者に対する普及啓発、抗菌剤の代替となるワクチン等の実用化促進を実施。さらに、今期の国家行動計画（2022年度まで）の実施状況を確認・評価し、次期国家行動計画に盛り込むべき事項を検討する。 ・ 改正農薬取締法に基づく農薬の再評価の着実な実施。 ・ ①病害虫の侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化、②病害虫の

【シート No.11】

	<p>発生予防を含めた総合防除を推進するための仕組みの構築、③植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の強化等を内容とする植物防疫法改正法が成立（2022年4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物検疫について、家畜防疫官・植物防疫官の増員等による検査体制の強化を図るとともに、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫を実施。 ・国内植物防疫については、ジャガイモシロシストセンチュウ等の防除を推進するとともに、ICT等の新たな技術を活用した迅速・精緻な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。 ・アフリカ豚熱ワクチンの研究等、引き続き、家畜疾病の国内侵入とまん延防止のための管理・防除技術の開発を推進。 ・食品表示に係る不適正表示に対して、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、関連法令に基づき厳正に執行するとともに、関係法令への違反行為を未然防止するため、事業者団体等に対する普及啓発に取り組む。 ・2025年大阪・関西万博において食事提供を行う事業者等に対して、引き続き、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。 ・飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るため、都道府県が策定する飼養衛生管理指導等計画及び法に基づく改善措置の運用を強化。 ・野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて経口ワクチン散布計画を随時見直しつつ、効果的・効率的な散布実証及び捕獲強化の取組を引き続き実施。 ・野生いのししにおけるアフリカ豚熱の発生時の対策について、マニュアルの整備を実施。 ・野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況を踏まえて飼養豚への予防的ワクチン接種推奨地域を随時適切に見直すとともに、知事が認定する民間獣医師も引き続き活用し、ワクチン接種を実施。 ・アフリカ豚熱侵入防止のため、家畜防疫官による違法畜産物の摘発強化や関係省庁と連携した動物検疫に関する情報発信等の水際対策に加え、OIEや近隣諸国との連携を通じた衛生情報の共有等を引き続き推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、環境省、法務省

【シート No.12】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5①人・農地など関連施策の見直し 5②農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等 5③多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入） 8③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備 10⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手の農地利用率 48.7%（2013年度）→50.3%（2014年度）→52.3%（2015年度）→54.0%（2016年度）→55.2%（2017年度）→56.2%（2018年度）→57.1%（2019年度）→58.0%（2020年度）→58.9%（2021年度） （※目標：80%（2023年度）） ○法人経営体数 12,511法人（2010年）→31,600法人（2021年） （※センサス上の取扱いの見直しにより、2010年は一戸一法人等を含まず、2021年はこれらを含む。） ○40代以下の農業従事者数 31.2万人（2015年）→22.6万人（2021年） （※2015年は「農林業センサス」に基づく推計。2021年は「農業構造動態調査」。）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（農地バンク）以外によるものを含む。）は、2021年度は2.5万ha増加（うち機構の転貸によるものは2.0万ha）。 ・地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集約化等の措置を講ずる農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立（令和4年5月）。 ・集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり、人材の確保、高収益作物の導入や加工・販売の実施、機械の共同利用等の取組を支援。 ・新規就農者の育成・確保に向けて、就農に向けた研修資金や経営開始資金の交付等に加え、新たに、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して支援するなど総合的な支援を実施。
<p>今後の施策の展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正農業経営基盤強化促進法等に基づき、以下の取組等を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集約化等を推進。 ②都道府県が、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農、法人化・経営継承等に関する相談等の業務を実施。 ③認定農業者の事業展開に必要な財務基盤の強化を図るための「資本性劣後ローン」を公庫資金で措置。 ・引き続き、普及指導員等に対する研修において、キャリアステージ等に応じてICT等の活用に関する講義を実施。 ・引き続き、土壌診断データベースの構築等とともに、土づくりリノベーションの実装加速化に向け、生物性評価手法の検証等の取組を推進し、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備。 ・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを踏まえ、農林漁業者をはじめ関係機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れた技術開発を推進。

【シート No.12】

	・引き続き、就職氷河期世代を含めた幅広い世代の農林水産業への新規就業者の確保・定着・育成を促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、法務省

【シート No.13】

具体的施策 〈展開する施策〉	5④女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすく、快適に農作業ができる農具や作業着等新たな商品やサービスの開発（2021年1月：カネコ総業は女性も使いやすい農具を開発（Lacuno シリーズ）、モンベルは農作業も快適な作業着を開発（フィールドクールパーカ Women's））等を通じ、女性農業者の活躍を推進するとともに、農業女子メンバーが将来の農業の担い手となる女子学生に対して、農業の実態等を伝える出前授業を実施。 （2022年3月現在 農業女子メンバー906名、参画企業37社、教育機関8校） <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業現場の方針策定に参加する女性を増やすため、農業委員、JA役員等に必要な知識やスキル取得を支援。 ・子育て世代の女性農業者の負担を軽減するための、女性農業者の育児と農作業のサポート活動を支援。 ・女性農業者の活躍推進に向け、地域の女性農業者グループの活動支援、女性が働きやすい環境の整備を支援。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関と農業女子との連携による女性の新規就農者を育成する活動の展開、地域の女性グループ同士のネットワーク強化等により、農業女子の自主的な活動を推進。 ・農業女子メンバーが全国段階のプロジェクトで得た販売ノウハウや発信力等を地域での取組で生かすため、地域単位で女性農業者グループを結成し、地域の企業や教育機関と連携して、農業技術の習得や農産物の販売促進等の取組を推進。 <p>【政策・方針決定過程への女性参画の推進及び女性が能力を発揮できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協及び農業委員会に対して、女性登用の目標及び取組計画の策定を働きかけるとともに、策定状況及び女性の登用実績について調査し、公表。 ・引き続き、女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、女性リーダーとなりうる農業経営者の育成や女性グループ活動の活性化、女性が働きやすい環境の整備を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.14】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5⑤高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等 8⑦真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手によって利用される農地の割合 48.7%(2013年度)→50.3%(2014年度)→52.3%(2015年度)→54.0%(2016年度)→55.2%(2017年度)→56.2%(2018年度)→57.1%(2019年度)→58.0%(2020年度)→58.9%(2021年度) ○担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg(2011年) →個別経営：10,895円/60kg(2020年) 組織法人経営：11,529円/60kg(2020年) (※目標：9,600円/60kg(2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稻作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稻作付面積約25ha)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力を向上させるために、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2020年12月11日閣議決定)に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・土地改良法を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ①担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用。 ②頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、国又は地方自治体が、農業者の費用負担や同意を求めずに農業用ため池、排水機場等の地震対策を実施できる仕組みを、豪雨対策にも適用・また、引き続き、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、地方連合会による土地改良区への複式簿記導入のための巡回指導を実施。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進。また、産地の収益力を向上させるために、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進。 ・農業構造や営農形態の変化に対応するため、自動走行農機やICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開。 ・農業者の減少や高齢化、農業水利施設の老朽化が進行する中、基幹

【シート No.14】

	<p>から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、点検、機能診断、監視等を通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を徹底して推進。あわせて、農業水利施設を更新する際、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進。 ・引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水」の取組、農業水利施設の老朽化対策や豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。 ・改正土地改良法（2022年4月1日施行）に基づき、農業者の負担軽減を図りつつ、農用地の集積・集約化及び防災・減災対策を推進。 ・また、引き続き、複式簿記の活用などにより、土地改良区の業務運営の適正化を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.15】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>5⑥経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等 8①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○全国平均：16,001円/60kg(2011年) →個別経営：10,895円/60kg(2020年) 組織法人経営：11,529円/60kg(2020年) (※目標：9,600円/60kg(2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約25ha)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】 ・「「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業」において、チルド米飯ニーズと加工製造課題に即応する超多収低アミロース米系統の早期育成を推進中。 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、中山間等にも対応する知能化した農業機械・移動運搬システムの開発を推進中。モデルによる知能化農業機械導入の効果を提示。 ・米の生産コスト削減に向けて、直播等の省力栽培技術や、ニーズに応じた多収性品種の導入等の取組を支援(令和2年度から継続して、水田管理に関わるシステム構築やモニタリング等に取組中)。</p> <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】 農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、以下の取組等を実施。 ①生産現場における農業資材調達方法の検討に資するよう、国内外の農業資材の供給に関する調査結果を公表(2021年9月)。 ②肥料については、肥料法の改正による原料管理制度の導入や表示基準の整備、公定規格の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールを策定。 ③農薬については、農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、2021年10月から順次再評価を行うとともに、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物の種類と含有濃度の設定を推進。 ④飼料については、製造コストの低減等を図るため工場の再編・合理化を推進。 ⑤動物用医薬品については、混合ワクチンの承認審査資料の簡略化、3府省での審議等の同時並行化等の承認審査プロセスの見直しに加え、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直しを実施。 ⑥改正種苗法に基づく海外持出制限や自家増殖の許諾制等を活用した育成者権者による登録品種の管理を進めるとともに、海外での品種登録や侵害対策を支援し、海外流出を防止(再掲)。</p>

【シート No.15】

	<p>【全農の生産資材の買い方】 肥料：高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込み、銘柄当たりの生産数量を大幅に拡大することで1～3割の価格引下げを実現。 農薬：メーカーから担い手に直接配送する大容量規格の品目数・取扱量を拡大することで約2～3割の価格引下げを実現。 農業機械：担い手のニーズを踏まえた機能のものを共同購入することで、大型トラクターにおいては2～3割程度、中型トラクターにおいては2割程度の価格引下げを実現。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【生産資材価格の引下げ】 農業競争力強化支援法等に基づき、生産資材の価格引下げを図るため、以下の取組を積極的に推進。 ・本法に基づく対象事業の再編・参入の取組の推進。 ・国内外の農業資材の供給に関する調査と調査結果の公表。 ・肥料法に基づく原料管理制度等の新たな制度の着実な運用。 ・改正農薬取締法に基づく農薬の再評価の着実な実施。 ・飼料については、引き続き製造コストの低減等を図るとともに、未利用資源の飼料化の実証等を通じ、未利用資源の利用を推進。</p> <p>【全農の生産資材の買い方】 ・全農の自己改革の進捗状況の定期的なフォローアップの実施。</p> <p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】 ・引き続き、第2期SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」等において研究開発を推進。 ・多収品種・直播栽培等の技術とスマート技術を組み合わせた営農体系の導入を推進。 ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省</p>

【シート No.16】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設（「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照） 8 ⑩飼料用米を推進するための取組 10 ④水田農業における高収益作物等への転換</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【日本型直接支払制度】 ・ 2020 年度の各支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）の実施状況を公表（2021 年 8 月）。</p> <p>【米政策】 ・ 関係者一体となった需要に応じた生産・販売の更なる推進に資するよう、例年より 1 か月以上前倒して 9 月から全国会議やキャラバンを開始し、定着性・収益性が高い作物などへの転換や中長期的にどのような産地を目指すのかの検討を促進。 ・ 「水田活用の直接支払交付金」について、水田機能を有しない農地は交付の対象外とする現行ルールを再徹底した上で、現場の課題を検証しながら、畑作物が定着した農地は畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地はブロックローテーションの構築を促進。</p> <p>【水田農業の高収益化】 ・ 水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援。高収益作物への転換に取り組む産地の計画を 280 認定（2021 年度末時点）。</p> <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】 ・ 令和 2 年度補正予算から、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化の推進や営農技術に導入等による産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。</p> <p>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】 ・ 収入保険について、ナラシ対策や野菜価格安定制度など、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【経営所得安定対策】 ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づき、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。</p> <p>【日本型直接支払制度】 ・ 引き続き、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行うとともに、必</p>

【シート No.16】

	<p>要に応じ見直しを行った上で本制度のさらなる活用促進等を図っていく。</p> <p>【米政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年産以降においても、 <ul style="list-style-type: none"> ①需要見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供 ②麦・大豆や野菜、子実用とうもろこし等の定着性や収益性の高い作物への転換への支援 ③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット ④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援 ⑤地域の水田において、水田収益力強化ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援 ⑥米取引の事前契約の拡大等を引き続き実施。 <p>【水田農業の高収益化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・地方公共団体等の関係部局が連携し、水田農業の高収益化に向けた取組を推進。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。 <p>【飼料用米の生産コスト低減の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、飼料用米の生産コストの低減を推進。 <p>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入保険について、ナラシ対策、野菜価格安定制度、収穫共済など収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、2022年を目途に必要な措置を講ずる。
府省庁名	農林水産省

【シート No.17】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7 農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正農協法に基づき、2019年4月以降最初に招集される通常総会終了時より、全農協において、理事の過半が認定農業者、農産物販売や経営のプロにより構成。 ・2019年度決算より、全中監査から会計監査人監査へ移行（貯金量200億円以上の全ての農協で会計監査人を選任済み）。また、会計監査人監査の義務付けがない、貯金量200億円未満の83農協のうち、8農協が会計監査人を設置済み（なお、会計監査人を設置しない75農協については、農林中金・信連が監査代替的調査を実施）。 ・農業者の所得向上に向け、農協の自己改革実践サイクルを前提として農水省が指導・監督を行う仕組みについて、関係通知等を改正することにより構築。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化の推進役となる農地利用最適化推進委員の人数は、2021年10月時点で17,696人（2020年10月時点17,698人）。 ・農業委員会における委員の選任については、2021年10月時点で、全体の農業委員23,177名のうち、女性の農業委員は2,869名で、女性を任命している農業委員会は85.1%（2020年10月時点85.1%）。また、50歳未満の青年農業委員は1,759名で、青年農業委員を任命している農業委員会は58.3%（2020年10月時点60.0%）。 ・農業委員会改革の趣旨の徹底を図るとともに、農地利用最適化推進委員の現場活動が活発に行われるよう、全国農業会議所が各都道府県農業会議や農業委員会に対して行う研修等における施策の周知を図り、人・農地プランの作成への支援、農地中間管理機構を活用して農地の利用調整への積極的な活動など最適化推進に向けた取組を引き続き促進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、農協の自己改革実践サイクルを前提として指導・監督を行う仕組みの運用等を通じて、農業者の所得向上に向けた農協の自己改革の継続・強化を後押し。 ・引き続き、農水省は、農業競争力強化を進める観点から、生産資材・農産物販売のほか、輸出、物流問題への対応、新技術活用、労働力支援など幅広いテーマについて全農との対話を実施するとともに自己改革の取組をフォローアップ。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積・集約化の推進に向けた推進委員の農地利用最適化活動の実態を明らかにし、適切な人材を確保するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①全農業委員会で最適化活動に係る活動量と成果について意欲的な目標を設定 ②全農地利用最適化推進委員等が、毎年度、具体的な最適化活動の内容・成果を記録し、農業委員会が評価の上結果を公表 ③農業委員会が各委員の活動の成果をとりまとめ、①の目標に対す

【シート No.17】

	<p>る達成度合いを評価・公表</p> <p>④市町村長・農業委員会は②の最適化活動の内容・成果を踏まえて委員を再任</p> <p>という仕組みに基づき、農業委員会の農地利用最適化活動の点検・評価等が確実にされるよう指導。</p> <p>・農業経営基盤強化促進法等の改正法に基づき、農地の出し手・受け手の意向等の把握、目標地図の素案作成、農地中間管理機構への貸付け等の働きかけなど農地の集約化等に向けた取組を促進。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

【シート No.18】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>8②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 10⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業競争力強化支援法に基づき、流通・加工業界の再編を促進（28件の事業再編計画を認定（2022年3月末時点））。 ・ 改正卸売市場法に基づき、各卸売市場における生鮮食料品等の公正な取引環境を確保するための取引ルールが決定され、農林水産大臣または都道府県知事が認定（中央卸売市場 65 市場、地方卸売市場 905 市場（令和4年3月末現在））し、各市場の流通実態にあった取引を実施。 ・ 地理的表示（GI）保護制度に基づき、広告等におけるGI使用の規制、GI 産品と誤認させるおそれのある表示の規制等、GI の保護を強化。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年3月、全農は年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。2020年度の主な進捗は、以下のとおり。 ①米穀：直接販売計画 取扱量 目標 65%に対しての実績 70.5% (152万トン) 買取販売計画 取扱量 目標 40%に対しての実績見込 34% (80万トン) ②園芸：直接販売計画 目標 4,000 億円に対して実績 4,079 億円 買取販売計画 目標 2,700 億円に対して実績 2,551 億円 ③輸出：全農インターナショナル取扱分で 61 億円（対前年比 115%） <p>【食品流通の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青果物流通における標準化の取組を推進するため、令和3年9月に生産者団体、卸売団体、物流事業者等からなる「青果物流通標準化検討会」を立ち上げ、令和4年4月に標準的なパレットサイズ等を定めたガイドライン骨子を取りまとめた。 ・ 物流の効率化に向けた必要な共通ルール・体制を整備するとともに、統一規格輸送資材（パレット、台車、フレコン）と関連機材の導入や管理体制構築について 11 件のモデル形成を支援。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農業競争力強化プログラム」及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。 ・ 改正卸売市場法に基づき、卸売市場における生鮮食品等の公正な取引を確保する。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の自己改革の進捗状況について、定期的なフォローアップを実施。 <p>【食品流通の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数企業でトラック等をシェアする配送システムであるフィジカルイ

【シート No.18】

	<p>インターネットの実現を見据えた食品流通の標準化・デジタル化を推進し、業務の省力化・自動化等、効率的な食品流通モデルの構築を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流業務の省力化、保管調整機能の強化等のための卸売市場や共同物流施設の整備を推進する。 ・ トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進する。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【シート No.19】

具体的施策 〈展開する施策〉	8⑦収入保険制度の導入 10⑩激甚化する自然災害への対応の強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等が連携して推進体制を構築し、加入促進の取組を推進。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少についても、保険金の支払いやつなぎ融資を適切に実施。 ・加入者の更なる利便性の向上を図るため、2022年の保険契約から加入申請手続等のオンライン化や自動継続特約を導入。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律（2019年7月1日施行）に基づき、所有者等による農業用ため池の届出や、都道府県による特定農業用ため池の指定等の取組を推進。 ・非常時における農林漁業インフラの機能や安全性を確保するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施。 ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（2020年10月1日施行）に基づき、都道府県が推進計画を策定し、集中的かつ計画的に防災工事等の取組を推進。 ・自然災害発生に予め備え、災害に強い園芸産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定とBCPに基づく対策の実施を推進（園芸産地における事業継続強化対策）。また、災害時における停電への対応について、共同利用による非常用電源の導入を支援。 ・流域治水の取組とも連携しつつ、間伐や主伐後の再造林、災害に強い幹線等の路網整備及び公的主体による森林整備を実施（森林整備事業等）。 ・近年、頻発する集中豪雨や地震等により、災害の発生形態が多様化していることを踏まえ、全ての流域治水協議会に参画するなど流域治水の取組とも連携しつつ、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施（治山事業等）。 ・地域の拠点漁港における防波堤・岸壁等の地震・津波・台風対策、漁港施設の長寿命化対策等を実施（水産基盤整備事業）。 ・農業版BCPについて、農業共済団体等とも連携し、農業保険の加入推進時等の多くの場面で活用して、それぞれの農業者における作成を促進。 ・園芸施設共済について、補償内容が充実されたことや、掛金負担を抑えたメニューがあることを周知しながら、関係団体と連携して加入を推進。 ・農業者に対し事前防災対策や緊急災害情報をSNSやMAFFアプリ等を活用し提供。 ・令和3年7月豪雨等により被災した農林漁業者の早期事業再開を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化により支援。 ・図面の簡素化等の災害査定効率化、査定前着工制度の活用促進による、被災した農地、農業用施設等の早期復旧の支援を実施。

【シート No.19】

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した地方公共団体等へ国の技術職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国農業共済組合連合会等と連携し、収入保険の普及推進・利用拡大を実施。 ・農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、2022年を目途に必要な措置を実施。 <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援するため、人手が不足する被災地方公共団体への人的・技術的支援を推進。 ・農業者に対する事前防災対策や緊急災害情報の迅速な提供（MAFFアプリ等の活用）。 ・引き続き、農業版BCPについて、農業共済団体等とも連携し、農業保険の加入推進時等の多くの場面で活用して、それぞれの農業者における作成を促進。 ・引き続き、国で、損保会社や農業共済団体との意見交換会を開催し、今後、継続的に連携していく方策について検討・調整。 ・引き続き、園芸施設共済について、充実した補償内容や、掛金負担を抑えたメニューを農業者に周知しながら、関係団体と連携して加入を推進。 ・加入者の更なる利便性の向上を図るため、2022年度中に農業共済の加入申請手続等をオンライン化。 ・2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、農業水利施設、海岸の整備や水田の貯留機能向上による流域治水対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策、農業水利施設の老朽化、豪雨・地震対策等を実施し、2025年度までの5か年で防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図る。また、ため池については、決壊による周辺地域への被害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律等に基づく各種規定を着実に実施。 ・引き続き、災害に強い園芸産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定とBCPに基づく対策を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.20】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>8⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み 9①農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保 10⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○農山漁村発イノベーションのモデル事例を2025年度までに300事例創出 ○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2025年までに全国で交流人口を1,540万人まで増加 ○持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設 ○ジビエ利用量を2019年度(2,008t)から2025年度までに倍増(4,000トン) ○2024年度までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出 ○2024年度までに中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○農山漁村発イノベーションのモデル事例 55事例(2021年度) (※目標:300事例(2025年度)) ○交流人口 925万人(2013年) →1,027万人(2014年) → 1,099万人(2015年) →1,126万人(2016年) → 1,187万人(2017年) →1,212万人(2018年) → 1,207万人(2019年) →519万人(2020年) (※目標:1,540万人(2025年)) ○2017年度から2021年度末までに農山漁村振興交付金(農泊推進対策)において、599地区を支援。 ○ジビエ利用量 2,008トン(2019年度) →1,810トン(2022年度) (※目標: 4,000トン(2025年度)) ○新たに農福連携に取り組む主体の増加数 454主体(2020年度末時点) ○2019年度から2021年度までに中山間地域の所得向上等に資する地域資源活用地区236地区を支援。</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【農山漁村発イノベーションの推進】 ・農山漁村発イノベーションを推進するため、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発や専門家派遣等を支援。 ・農山漁村発イノベーションの担い手にもなり得る、地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築を支援。 ・農山漁村活性化法改正法案を2022年3月に国会に提出、5月に可決成立。 【農泊等の推進】 ・農泊の実施体制の構築、地域資源を活用した食事メニューや体験・交流プログラムの開発、農家民宿や古民家等の整備への支援を行うとともに、優良地域の国内外へのプロモーションを実施。 【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について】 ・農山漁村振興交付金(地域活性化対策)により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に</p>

【シート No.20】

資する取組を支援（2021年度は全国58地域協議会を支援。）。

【農福連携の推進】

- ・農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、障害者等の雇用・就労を目的とした農業生産施設の整備等を支援（2021年度は全国70地区を支援）。
- ・農福連携の認知度向上のため、メディア等を活用した戦略的プロモーションを実施するとともに、国民的運動として農福連携を応援するため、優良事例の表彰（ノウフク・アワード）を開催。

【都市農業の推進】

- ・都市農地貸借法等に基づく都市農地の貸借（2021年3月末の認定等の実績：292件、52ha）について、相続税納税猶予が継続するよう措置。
- ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において、都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。
 - ①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援
 - ②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出
 - ③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援
 - ④現場から情報発信するための広報活動の支援
 - ⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援
- ・社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和するとともに、交付対象事業に地方公共団体及びみどり法人が都市農地貸借法等により生産緑地を借りて開設する市民農園を追加。

【ジビエ利用の推進】

- ・昨年9月に施行された改正鳥獣被害防止特措法に基づき、基本指針を改正し、愛玩動物用飼料・皮革等としての利用、ジビエの加工・流通・販売における衛生管理の高度化等の取組について記載。
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金により、捕獲鳥獣のうち利用できる個体をすべて利用するジビエフル活用に向けて、コンソーシアム事業を活用した広域連携による搬入と利活用の取組を支援。
- ・飲食店等でジビエメニューを提供する全国ジビエフェアを2018年度から開始し、2021年度では約1,700店舗が参加（2021年11月～2022年2月開催）。

【条件不利地域等における就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化】

- ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策）により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源の活用を通じた所得や雇用の増大を図る取組を支援（2021年度は71地区を支援）。
- ・中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と生産・販売施設等との一体的な整備、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援（2021年度は20地区を支援）。

【シート No.20】

	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について、基本計画の変更等に係る都道府県の事務負担を軽減するため、基本計画の記載事項を簡素化し、導入業種の記載を不要とする法律改正案を含む第12次地方分権一括法案を2022年3月国会に提出、5月に可決成立。 <p>【優良事例の選定、全国へ発信等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰事業「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組の実施（2021年度（第8回）：34地区と4名を選定）に加え、優良事例の横展開の一層の推進及び優良事例地区の知名度向上を図る観点から、特設ホームページにおいて「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区の取組事例の紹介を行うとともに、選定された優良事例の横展開に資するウェブセミナーを2022年3月に開催。 ・農山漁村の振興に関する取組や地域資源などの優良事例約1,800件を農山漁村ナビにより情報発信。 <p>【起業者等がビジネスプランを磨き上げるプラットフォームの運営など、多様な人材が新たな事業に取り組む環境を整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業者のネットワーク形成につながるビジネスコンテストをオンラインで開催（2021年11月、6件を選賞）するとともに、地域の課題解決に意欲のある起業者と地域のマッチングプログラムを実施（6の起業者と2地域をマッチング）。これに加えて起業促進プログラム「INACOME」のプラットフォーム会員登録を推進（2022年5月時点の会員数：約2,000名）。 <p>【都会等からの人材のマッチングを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口が急減している地域において、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、都会等からの人材のマッチングを推進。2021年度は全国36団体に対して特定地域づくり事業推進交付金を交付決定。 <p>【棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域振興法に基づき、2022年5月時点で700地域の指定棚田地域を指定、171計画の指定棚田地域振興活動計画を認定。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【農山漁村発イノベーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農山漁村発イノベーション」について、農山漁村でのコーディネートを行うデジタル人材の派遣等を実施し、デジタル技術も活用しつつ優良事例の創出を推進する。 ・農山漁村発イノベーションの担い手にもなり得る、地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築を支援。 ・改正農山漁村活性化法に基づき新たに構築された、適正な土地利用調整の下での農地転用許可等に係る手続の迅速化の仕組みを活用し、農山漁村発イノベーション等に必要な施設整備が円滑化することによる新たな農村ビジネスの展開を促進。

【シート No.20】

【農泊等の推進】

- ・農山漁村の所得向上と雇用の創出を実現するため、地域における実施体制の構築、限定性・希少性を活かした観光コンテンツの磨き上げ、オンライン予約サイトへの登録促進、古民家等を活用した魅力的な滞在施設の整備等を推進するとともに、日本政府観光局（JNTO）と連携した情報発信などの国内外へのプロモーションを行う。
- ・このほか、漁業地域における「渚泊」については、集出荷機能等の集約により活用可能となった漁港ストックを最大限活用し、体験交流の促進やそのための施設の整備等を推進するとともに、地元漁業関係者や民間企業、大学といった多様な事業主体との連携を通じて、ビジネスとして実施するための体制を強化する。
- ・引き続き、農泊食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）を拡大し、官民が連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信することでインバウンドの促進を図るとともに、これを輸出につなげる取組を推進。
- ・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討していく。
- ・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き推進し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。

【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生】

- ・農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を推進。

【農福連携の推進】

- ・農福連携について、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備や、ノウフク・アワード等の農福連携等応援コンソーシアムの活動を通じた国民的運動による取組の輪の拡大等により推進を図る。

【都市農業の推進】

- ・都市農地貸借法の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。
- ・都市農業の多様な機能の発揮を引き続き促進するとともに、今後の都市農業の振興に向けた有機農業や防災機能の強化等のモデル的な取組を推進。

【ジビエ利用の推進】

- ・2022年度は改正鳥獣被害防止特措法を踏まえ、ジビエペットフード、皮革等、他用途利用を含めたプロモーションを推進。また、ジビエカーのリース導入による広域搬入体制の整備、衛生管理の技術を習得した専門人材の育成等により安全・安心なジビエの供給体制構築を支援。今後とも関係省庁が連携してジビエ利活用を推進。

【シート No.20】

	<p>【条件不利地域等における就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。 ・引き続き、中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と生産・販売施設等との一体的な整備、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を推進。 <p>【優良事例の選定、全国へ発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村発イノベーションや地産地消等の取組を含めた一体的な優良事例の選定に加え、これまでの選定地区の取組のさらなる発展や拡大を目的とし、「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の認知度の一層の向上、優良事例の横展開を図るため情報発信を推進。 ・選定地区の取組の更なる知名度向上のため、特設ホームページにおいて情報発信を強化。 ・農山漁村ナビについて、掲載事例を更新・拡充し、サイトの質の向上を図る。 <p>【起業者等がビジネスプランを磨き上げるプラットフォームの運営など、多様な人材が新たな事業に取り組む環境を整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスコンテストやマッチングプログラムに加え、農山漁村に興味がある起業者等を対象とした交流会を開催し、農山漁村で新たな事業を起こしやすい環境を創出しつつ「農山漁村発イノベーション」の取組を推進し、農山漁村の活性化を図る。 <p>【都会等からの人材のマッチングを支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特定地域づくり事業協同組合制度を周知するとともに、都会等からの人材のマッチングを推進。
府省庁名	農林水産省、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【シート No.21】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9②中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記検討会の中間報告等を踏まえ、関係府省連絡会議を開催するなど、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進。 <p>【地域の多様な関係者が連携して農用地保全事業に取り組む場合において活性化計画作成を地方公共団体に提案できる仕組みの導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村活性化法改正法案を2022年3月に国会に提出、5月に可決成立。 <p>【基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（2021年度は11地区を支援）。 <p>【「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年からの「道の駅」第3ステージとして位置づけ、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となり、ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献するための取組として、キャッシュレスの導入や多言語対応等を推進。 ・高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保や物流の効率化のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、2021年7月に「みやま市役所 山川支所」（福岡県）、同年10月に道の駅「赤来高原」（島根県）において本格導入。 <p>【鳥獣被害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年9月に施行された改正鳥獣被害防止特措法に基づき、基本指針を改正し、都道府県が行う広域捕獲、ICTを総動員した被害対策、人材育成の充実強化等について記載。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金により、捕獲サポート体制の構築等の取組について支援し、令和3年度は、捕獲頭数の増加に応じた捕獲活動経費の上乗せを措置するとともに、更なる捕獲強化に向け、2年目となる集中捕獲キャンペーンを実施。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村RMOを目指すむらづくり協議会が実施する実証事業等の取組を支援。また、農村RMO形成を効率的に進めるため、都道府県単位における伴走支援体制の構築等の支援体制を強化。 ・引き続き、日本型直接支払により多面的機能の維持・発揮を支援し、特に中山間地域等においては、集落戦略の策定や複数集落での連携体制構築を推進。

【シート No.21】

	<ul style="list-style-type: none"> ・改正農山漁村活性化法に基づき、農山漁村における定住等及び地域間交流の促進に資する「農用地保全事業」について、地域の関係者で構成される農村RMOをはじめとする団体等が、地方公共団体に対し活性化計画の作成を提案できる仕組み等を活用し、地域発意の取組を推進。 ・「集落生活圏」を維持するため、生活サービス機能の集約・確保と、周辺との交通ネットワークの形成による「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。 ・国土レベルでの生物多様性の保全上重要な里地里山については、引き続き、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」によりPRを行い、生物多様性に配慮した持続可能な里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な取組を推進。 ・農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、スマート農業の実装等を促進するため、情報通信環境の整備を総務省とも連携しつつ推進。 ・引き続き、全国各地での地域ぐるみの取組を継続的に支援するほか、改正鳥獣被害防止特措法を踏まえ、都道府県が行う広域捕獲、ICTを総動員した効果的・効率的な捕獲技術の高度化、広域捕獲従事者や高等教育機関による野生動物管理・鳥獣被害対策に関する専門人材の育成、捕獲鳥獣の有効活用等の取組を推進し、関係省庁が連携して鳥獣被害対策の強化を図る。
府省庁名	農林水産省、環境省、内閣府（地創）、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省

【シート No.22】

具体的施策 〈展開する施策〉	9③農村を支える新たな動きや活力の創出
関連する目標	○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2025年までに全国で交流人口を1,540万人まで増加
目標の進捗状況	○交流人口 925万人(2013年) →1,027万人(2014年) → 1,099万人(2015年) →1,126万人(2016年) → 1,187万人(2017年) →1,212万人(2018年) → 1,207万人(2019年) → 519万人(2020年) (※目標:1,540万人(2025年))
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村地域における様々な活動に地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築や、農村プロデューサーの育成を支援。 ・土地改良法を改正し、土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の業務見直しを実施。 ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村体験に参加する学校等(送り側)や体験の実施地域である農山漁村(受入側)を支援(2020年度までに全国235地域の受入体制の整備を支援)。 ・内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 ・令和4年度から新たに、就農を希望する障害者等に対して農業体験を提供するユニバーサル農園の導入を支援。 ・「地域おこし協力隊(総務省)」と「田舎で働き隊(農林水産省)」は、「地域おこし協力隊」に名称を統一。派遣実績の一元的な情報発信など一体的に運用。令和3年度は全国1,085自治体で6,015名の地域おこし協力隊が活動。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の手伝い等農山漁村で様々な活動に地域外の多様な人材が関わることができる仕組みの構築を支援するとともに、農村プロデューサー養成講座の実践コースを3箇所から全国8箇所に拡充。 ・改正土地改良法(2022年4月1日施行)に基づき、土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援。 ・引き続き子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村体験に参加する学校等(送り側)や体験の実施地域である農山漁村(受入側)を支援。 ・将来の農業現場での雇用・就労を見据え、就農を希望する障害者等に対して農業体験を提供するユニバーサル農園の導入を支援。・「地域おこし協力隊」については、令和4年度において、全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、サポートデスクによる相談体制の確保、OB・OGネットワークづくりの推進等により、地方公共団体の自主的な取組を支援。
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、環境省

【シート No.23】

具体的施策 〈展開する施策〉	9④農地の長期的な利用
関連する目標	○農山漁村発イノベーションのモデル事例を2025年度までに300事例創出 ○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2025年までに全国で交流人口を1,540万人まで増加
目標の進捗状況	○農山漁村発イノベーションのモデル事例 55事例（2021年度）（※目標：300事例（2025年度）） ○交流人口 925万人（2013年）→1,027万人（2014年）→ 1,099万人（2015年）→1,126万人（2016年）→ 1,187万人（2017年）→1,212万人（2018年）→ 1,207万人（2019年）→519万人（2020年） （※目標：1,540万人（2025年））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村活性化法改正法案を2022年3月に国会に提出、5月に可決成立。 ・地域ぐるみの話し合いを通じた農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援（2021年度は5地区を支援）。 ・土地改良法を改正し、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・改正農山漁村活性化法に基づき新たに構築された、適正な土地利用調整の下での農地転用許可等に係る手続の迅速化の仕組みを活用し、農山漁村発イノベーション等に必要な施設整備が円滑化することによる新たな農村ビジネスの展開を促進。 ・地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を可能とする仕組みを導入。 ・引き続き、地域ぐるみの話し合いを通じた農地の粗放的な利用や保全すべき農地周辺部への計画的な植林等を行うモデル的な取組の支援を実施。 ・改正土地改良法（2022年4月1日施行）に基づき、農業者の負担軽減を図りつつ生産基盤整備を進め、農用地の集積・集約化を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.24】

具体的施策 〈展開する施策〉	10③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
関連する目標	○2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トンまで拡大
目標の進捗状況	○102万トン（2020年）
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出や加工・業務用等の新たな需要に応える園芸作物の生産体制の強化に向けて、 <ul style="list-style-type: none"> ①農業用ハウスや樹園地等の経営基盤の継承の円滑化 ②農業者・産地と協働して新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化等の取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。 ・新たな「果樹農業の振興を図るための基本方針」を公表（2020年4月）。 ・牛ふん堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p>【野菜】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水田を活用した加工・業務用野菜の産地化 ②複数産地の連携等による周年供給体制の構築 ③地縁的なまとまりにとらわれず生産の安定化・供給量調整等を行う新たな生産事業者の育成等を推進。 <p>【果樹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①省力樹形の導入等による労働生産性の向上 ②平坦で作業条件のよい水田等を活用した新産地の育成 ③苗木・花粉の生産・供給体制の強化等を推進。 <p>【花き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生産性向上に資する品種・技術の普及 ②暑熱対策や産地間連携等による周年供給体制の確立 ③需要構造の変化に対応した需要ある品目等への転換等を推進。 <p>【土づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、牛ふん堆肥等の活用による土づくりを推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.25】

具体的施策 〈展開する施策〉	10⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）において、食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備を支援。 <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業づくり総合支援交付金等において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械のリース導入・取得等を支援。 ・農業支援サービス事業者育成対策において、先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援。 <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出重点 28 品目について、1,287 輸出産地・事業者をリスト化。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【食品関連企業等が農業者等と協働で行う輸出のための施設整備の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組を引き続き推進。 <p>【先端技術を活用した農作業支援の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者による農業用機械等のリース導入・取得等を推進。 ・先端技術等を用いた農業支援サービス事業者の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を引き続き推進。 <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出事業計画の認定を受けた者に対して、計画の目標達成に必要な支援を実施。
府省庁名	農林水産省、財務省

【シート No.26】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11①新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万m³に増加(2009年:1,800万m³) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円) ○2030年までに林業生産性を主伐11m³/人日、間伐8m³/人日に向上(2018年:主伐7m³/人日、間伐4m³/人日) ○2030年までに林業における労働災害を半減(死傷年千人率12.8(2020年:同25.5)) ○2030年までに年平均7万haの再造林を実施(2019年:3万ha)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万m³(2009年)→3,115万m³(2020年) (※目標:4,200万m³(2030年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額2,500億円(2015年)→3,335億円(2020年)(※目標:2,500億円を倍増(2028年)) ○林業生産性:主伐7m³/人日、間伐4m³/人日(2020年)(※目標:主伐11m³/人日、間伐8m³/人日(2030年)) ○労働災害発生率:死傷年千人率25.5(2020年)(※目標:死傷年千人率12.8(2030年)) ○再造林の実勢:3万ha(2020年度)(※目標:2030年までに年平均7万haの再造林を実施)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林経営管理制度を2019年4月から開始。8割の市町村が取組を開始し、そのうち149市町村が経営管理権を取得(2021年3月末時点)。 <p>【建築用木材の供給力強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林において樹木採取権制度の運用を開始し、2022年3月までに6か所で権利設定を行うとともに、樹木採取権の設定規模の検討の一環として、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等に関する調査(マーケットサウンディング)を2022年3月まで実施。 ・改正木材利用促進法が2021年10月1日に施行され、木材利用促進本部が設置されるとともに、同本部において、民間建築物を含む建築物一般を対象とする新しい国の基本方針を策定。基本方針に基づき、関係者が連携して、都市等における建築物での木材利用促進の取組を展開。2022年3月31日に第2回本部を開催し、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめた。 ・民間建築物等での木材利用の促進に向けて、2021年9月に、川上から川下まで各界の関係者が一堂に会する官民協議会(ウッド・チェンジ協議会)を立ち上げ。その後、5つの小グループにおいて実務者による検討を進め、中規模ビルのモデル試案や高層ビル事例集等を取りまとめた。 ・川上・川中・川下の事業者間で需給情報を共有する需給情報連絡協議会等を中央・全国7地区において開催した(2021年9~10月、12月~2022年1月、3月、6月)。全国16地域において、効率的なサプライチェーンを構築する取組を支援した。川上から川中・川下まで、木材の生産・流通・加工・販売に携わる木材関連事業者をつなぐマッチングサイト「もりんく」の使い勝手の向上等に取り組む、令和4年4月からは業界による自主的な運用を開始した。 ・林業イノベーションハブセンター(森ハブ)を設置し、異分野の技術

【シート No.26】

	<p>探索や産学官の知見者による先進技術方策の検討等を実施するとともに、ICT等を活用した資源管理や生産管理を行うスマート林業を始め、林業の特性を踏まえた新技術を活用し、林業の生産性や安全性を飛躍的に向上させる「林業イノベーション」の取組を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全対策の一環として、林業における労働災害の多くを占めるチェーンソーを用いた伐木作業を安全に行うための研修や、労働災害を防止する装備・装置の導入支援等を実施した。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に推進するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。また、森林経営管理制度を円滑に運用するための技術者養成等により、市町村等の支援体制を構築。 <p>【建築用木材の供給力強化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木採取権制度について、パイロット的に設定した樹木採取区のうち権利設定に至っていない4か所について再公募を行い設定を進めるとともに、これまでの設定プロセスの検証やマーケットサウンディングの結果の分析等を進める。 ・意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化推進、木材の効率的な輸送を可能とする強靱な林道等の路網整備の推進、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等により、原木生産の集積・拡大を進める。 ・改正森林組合法によって整備された経営基盤強化のための措置が活用されるよう、都道府県や全国森林組合連合会と連携し、森林組合の自主的な取組を促進。 ・改正木材利用促進法を踏まえ、建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用等の基本方針に基づく取組、強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発・普及への支援、ウッド・チェンジ協議会での関係者の連携による取組により、都市等における民間建築物等での木材利用を促進する。 ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築を推進する。 ・引き続き、需給情報連絡協議会等を実施するとともに、木材の生産・流通における地域ごとの課題を解決するための取組を推進。 ・林業イノベーション現場実装推進プログラムを改訂し、引き続き、林業イノベーションハブセンター（森ハブ）における異分野の技術探索や先進技術方策の検討を踏まえた林業機械の遠隔操作化・自動化に向けた開発・実証、ICT等を活用した資源管理や生産管理を行うスマート林業の先進的取組等を推進。また、スマート林業に関する教育の充実に向けた取組を進める。 ・林業経営体において、新たな技術の導入による伐採・造林の省力化やICTを活用した需要に応じた木材生産・販売等による林業収益性の向上に資する経営モデルの実証に取り組む。また、労働安全対策を強化するため、引き続き、林業における労働災害の多くを占めるチェーンソーを用いた伐木作業を安全に行うための研修や、労働災害を防止する装備・装置の導入を推進するとともに、林業・木材産業全国作業安全運動を実施して労働安全対策を進める。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、文部科学省</p>

【シート No.27】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11②CLT等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万m³に増加（2009年：1,800万m³） ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万m³（2009年）→3,115万m³（2020年） （※目標：4,200万m³（2030年）） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,335億円（2020年） （※目標：2,500億円を倍増（2028年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月に策定されたCLTの普及に向けた新ロードマップに基づき、CLTの更なる利用拡大に向けた施策を推進。 ・2021年度に、CLTを活用した建築物の建築や街づくり等の実証、技術基準の整備に必要なデータ収集、木造中高層建築の普及に向けた設計者や施工者等を対象とした講習会等を支援。 ・木材利用による地球温暖化防止への貢献を対外的に発信する手段として、建築物に利用されている木材の炭素貯蔵量を算定・表示する方法を策定。 <p>【公共建築物等の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正木材利用促進法に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定（2013年度末1,384市町村（79%）→2022年4月末1,627市町村（93%））。 ・公共建築物の木造率（床面積ベース）は、法律が制定された2010年度着工では8.3%→2020年度着工では13.9%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、同期間で17.9%→29.7%に向上。 ・2021年10月に木材利用促進本部が策定した新しい国の基本方針において、公共建築物について、コストや技術の面で困難なものを除き、積極的に木造化を促進することとした。 <p>【地域材等を活用した建築物等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物等における木材利用の促進に向け、2021年9月に、川上から川下まで各界の関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げ。その後、5つの小グループにおいて実務者による検討を進め、中規模ビルのモデル試案や高層ビル事例集等を取りまとめた。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLTの普及に向けた新ロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。 ・モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進や、SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」など普及の取組を総合的に推進。 ・効率的なCLTの量産体制の構築に向けたCLTパネル等の寸法等の標準化や低コストの接合方法等の技術開発等を推進。 ・設計者・施工者等に向けた講習会等を引き続き実施するとともに、設計者への一元的サポートを推進。 ・CLTの活用範囲を広げるため、建築以外の分野での活用を推進。

【シート No.27】

	<p>【公共建築物等の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正木材利用促進法に基づく新しい国の基本方針において、国が整備する公共建築物については、コストや技術の面で困難な場合を除き、原則としてすべて木造化を図るとしたところであり、民間建築物での木材利用を牽引すべく、庁舎等での木材利用を推進。 <p>【地域材等を活用した建築物等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川上から川下までの連携による地域材等を活用した構造材、家具・建具等の普及啓発の取組を引き続き推進。 ・改正木材利用促進法に基づく建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用、ウッド・チェンジ協議会での関係者の連携による取組等により、民間建築物等における木材利用を促進。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

【シート No.28】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万³mに増加（2009年：1,800万³m） ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円） ○2030年までに木材等の輸出額を1,660億円に拡大（2020年：381億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万³m（2009年）→3,115万³m（2020年） （※目標：4,200万³m（2030年）） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,335億円（2020年） （※目標：2,500億円を倍増（2028年）） ○木材等の輸出額：381億円（2020年）→570億円（2021年） （※目標：1,660億円に拡大（2030年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】 ・2020年に892万³mの国内生産の木質バイオマス燃料を利用。 ・「地域内エコシステム」（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み）のモデル構築に向け、地域協議会の運営や木質バイオマスの技術開発・改良等の支援を行い、全国の42地域で成果や課題を検証。 ・木質バイオマス発電事業の自立化と、木質バイオマス燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、経済産業省や関係事業者団体等と行った研究会報告書（2020年10月）の具現化に向け、早生樹等の活用に向けた実証事業などの取組を経済産業省と連携して実施。</p> <p>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】 ・木材を由来とするプラスチック代替素材も含めた木質系新素材の開発の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、セルロースナノファイバー（CNF）等を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションの支援、CNF製造コストの低減、用途に合った複合化技術等の技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の実証等を実施。</p> <p>【木材輸出の促進】 ・2021年の木材輸出額は475億円。 ・中国等におけるモデル住宅・モデルルームの活用等による日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動、高耐久木材の輸出環境調査、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組などへの支援を行ったほか、輸出向け製品の規格化に向けた環境整備、国内外での技術講習会の開催等を実施。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】 ・引き続き、2030年に国内生産の燃料材利用を900万³mとすることを目標とし、木質燃料製造施設や木質バイオマスボイラー等の整備を推進。 ・また、「地域内エコシステム」の構築に向け、地域協議会運営や技術開発・改良等への支援に加え、先進事例等を活用した横展開等の</p>

【シート No.28】

	<p>取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早生樹等の活用に向けた実証事業などの取組についても、引き続き経済産業省と連携して実施。 <p>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至るCNF等に係る研究開発を継続して実施。 ・ 木材を由来とするプラスチック代替素材も含めた木質系新素材の開発の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、CNF等を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションの支援、CNF製造コストの低減、用途に合った複合化技術等の技術開発、CNFの多様な製品用途に対応した有害性評価手法の開発等、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の実証等に取り組む。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の着実な実行のため、輸出相手国におけるSNSなどを活用したプロモーション活動、輸出産地の育成支援、木造建築にかかる海外技術者の育成、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組等を推進。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

【シート No.29】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2030年までに4,200万³mに増加（2009年：1,800万³m） ○2020年度から2030年度までの間に、年平均45万haの間伐等を実施 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円） ○2030年までに林業生産性を主伐11m³/人日、間伐8m³/人日に向上（2018年：主伐7m³/人日、間伐4m³/人日） ○2030年までに年平均7万haの再造林を実施（2019年：3万ha）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万³m（2009年）→3,115万³m（2020年） （※目標：4,200万³m（2030年）） ○間伐等の実績：36万ha（2019年度） （※目標：年平均45万ha） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,335億円（2020年） （※目標：2,500億円を倍増（2028年）） ○林業生産性：主伐7m³/人日、間伐4m³/人日（2020年） （※目標：主伐11m³/人日、間伐8m³/人日（2030年）） ○再造林の実績：3万ha（2020年度） （※目標：2030年までに年平均7万haの再造林を実施）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年森林吸収量目標2.7%（2013年総排出量比）に向け、適切な森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進 ・森林環境譲与税を活用し、市町村が森林の公的な管理をはじめとする森林整備等を実施。 ・改正間伐等特措法が2021年4月1日に施行され、特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を用いた再造林を推進する特定植栽の仕組みが開始。 ・2022年度から、市町村森林整備計画に新たに位置づけられた「特に効率的な施業が可能な森林の区域」等における再造林を重点的に支援。 ・林業関係者によるシカの捕獲効率向上への取組、新たなシカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林における国土保全のためのシカ捕獲事業を実施。また、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備等を実施。 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、森林の防災・保水機能を発揮させるため、山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等を対象に治山施設の整備等による流木、土石流、山腹崩壊の抑制対策等や間伐等の森林整備を実施するとともに、防災機能の強化に向けた林道の整備等を実施。
<p>今後の施策の展開方向 （主なもの）</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、森林整備の低コスト化を図りつつ、間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・引き続き、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機

【シート No.29】

	<p>能が低下した森林の整備等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国土強靱化加速化対策に基づき森林整備・治山対策を着実に推進。 ・引き続き、成長に優れた苗木等を開発・育成。また、改正間伐等特措法により、間伐等の実施や特定母樹の増殖、特定苗木を用いた特定植栽を推進し、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・シカの広域捕獲の推進とともに、林業関係者による捕獲効率向上への取組、新たなシカ捕獲技術等の開発・実証、国有林野内の奥地天然林等における国土保全のためのシカ捕獲を実施。また、引き続き、鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理等の取組や、関係人口の創出を通じた取組など、山村活性化の取組を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.30】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>12①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2030年までに魚介類生産量を536万トンに向上(2018年:395万トン)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○魚介類生産量395万トン(2018年)→378万トン(2021年概算値)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、2022年3月末時点で585地区で策定され、プランに基づく取組を実施。 ・資源管理の一層の高度化を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①改正漁業法に基づき、最大持続生産量(MSY)の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築するため、2020年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定。 ②従来のTAC魚種すべてについて、令和3管理年度までに改正漁業法に基づくTAC管理への移行を完了するとともに、2021年3月に「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」を公表し、これに従い、新たなTAC管理候補魚種について、資源管理手法検討部会で論点や意見を整理し、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)において具体的な議論を順次開始。 ③資源管理計画について、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、引き続き評価・検証を実施しつつ、改正漁業法に基づく資源管理協定へと移行し、バージョンアップを図る。 ・漁業構造改革総合対策事業により改革型漁船の導入・実証を推進。 ・資源評価を高度化するため漁獲情報の収集体制の構築を行うとともに、水産業の成長産業化を図るため、漁海況情報の精度向上等に向けた技術開発などスマート水産業の取組を推進。また、AIによる最適な自動給餌システム等スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進。 ・「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、減少している漁獲量を2010年頃と同程度まで回復(目標444万トン)させる。このため、2023年度までに、以下の具体的な取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施。 ②漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。 ③2021年度から改正漁業法に基づくIQ管理を順次導入し、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には原則導入する。 ④資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行し、管理目標を定め、この達成を目指していく。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い操業・生産体制へ転換。 ・スマート水産業について、スマート水産機械等の現場導入を推進し、特に養殖業については、産官学金の有識者からなるプラットフォームを構築し、技術開発及び供給体制の整備について、研究・技術開発を促進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.31】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>12②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2030年までに水産物輸出額を1兆2,000億円に増大(2012年:1,700億円)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○水産物輸出額1,700億円(2012年)→3,015億円(2021年)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定)等に基づき、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①海外市場の拡大のため、JFOODOと連携し、香港、台湾及び米国におけるプロモーション活動を支援。 ②水産加工施設のHACCP対応等の推進のため、農林水産省による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始。2022年3月末現在までに農林水産省において54施設、厚生労働省において47施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。 ③輸出の拠点となる漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を38%(2020年度)に向上。 ・輸出関係手続(検査等)の見直し等による輸出環境の整備。具体的には、シンガポール向け活ガキ輸出に必要な衛生プログラムについて、既に承認済みの3県(宮城県、三重県、大分県)に加え、北海道、広島県、福岡県もシンガポール側に承認された。また、米国向けブリ輸出拡大に必要な薬剤残留基準(インポートトレランス)について1剤の設定を米国側へ申請中。 ・水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大を支援。 ・消費者ニーズに対応した水産物の提供を促進。
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットイン輸出への転換を図り、海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に生産・販売する体制を整備。 ・水産物の輸出に関連し、国際基準の水産エコラベル等輸出先が求める認証の取得を推進。 ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、品目団体の組織化、JETRO・JFOODO・品目団体が連携して行う取組を推進。 ・流通の拠点及び輸出の拠点となる漁港において高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工場等との一体的整備による集出荷機能の強化を推進。 ・養殖水産物の生産機能の強化を図るため、「養殖生産拠点地域」を設定し、養殖場・漁港の一体的整備を推進。 ・米国向けブリのインポートトレランス申請、豪州向けサケ科魚類の輸出解禁協議など、水産物の輸出拡大に向けて輸出先国の輸入規制の撤廃を働きかけ。 ・生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築、加工原料の安定供給を図る取組、消費者の内食需要等に対応した水産物消費を推進する取組を推進。 ・「さかなの日(仮称)」制定に向け、官民協働で取組を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、厚生労働省</p>

【シート No.32】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>12③水産政策改革の着実な推進 12④養殖業の成長産業化の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023 年度までに、資源評価対象魚種を 200 種程度まで拡大（2021 年度：192 種） ○2023 年度までにMS Yベースの資源評価魚種数を 22 種まで拡大（2021 年度：17 種） ○2023 年度までに、主要な漁協・産地市場から 400 市場以上を目途に産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集 ○2023 年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする（2016 年度から 2018 年度までの平均：約6割） ○2023 年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQを原則導入 ○2023 年度までに資源管理計画について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○資源評価対象魚種を 192 種に拡大 ○産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集する体制の整備を 200 市場以上で実施 ○MS YベースのTAC管理を 2021 年漁期から8魚種（漁獲量6割）で導入、TAC魚種拡大に向けたスケジュールを公表 ○2021 年漁期からサバ類の大中型まき網漁業に、2022 年漁期からマイワシ、クロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業、クロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業にIQ管理を導入 ○MS Yベースの資源評価を 17 種で実施 ○TAC魚種を主な漁獲対象としている大臣許可漁業に係る資源管理計画について、2022 年4月から資源管理協定に移行</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>・「水産政策の改革について」（平成 30 年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定、別紙6）に基づき、以下の措置を実施。 ①2020 年12月に施行された改正漁業法に基づき、最大持続生産量（MSY）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築するため、2020 年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定。 ②従来のTAC魚種すべてについて、令和3管理年度までに改正漁業法に基づくTAC管理への移行を完了するとともに、2021 年3月に「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」を公表し、これに従い、新たなTAC管理候補魚種について、資源管理手法検討部会で論点や意見を整理し、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）において具体的な議論を順次開始。 ③産地市場・漁協から水揚げデータを収集し、改正漁業法に基づく許可漁業等の漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減した報告を可能とする電子的情報収集体制の整備を 200 市場以上で実施。 ④高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援。 ⑤「海面利用ガイドライン」を策定し、海面利用制度の円滑な運用を推進。 ⑥養殖業成長産業化推進協議会での議論を経て、2020 年7月に生産から販売・輸出に至る「養殖業成長産業化総合戦略」を策定・公表し、2021 年7月には貝類・藻類を追加し改訂。 ⑦養殖振興に向けて、低コスト飼料の開発や大規模沖合養殖システ</p>

【シート No.32】

	<p>ム導入等を支援する事業を実施。</p> <p>⑧水産バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を図る取組を支援。</p> <p>⑨違法に採捕された水産動植物の流過程での混入やIUU漁業由来の水産動植物の流入を防止するため、水産流通適正化法を制定（2020年12月11日公布）。</p> <p>⑩水産物及び水産加工品の取引に関して、取引上の法令違反を未然防止するためのガイドラインを策定するとともに、関係者に対し説明会等でその内容について周知。</p> <p>⑪養殖業者と販売事業者の適正な取引を促進、養殖業の資金調達の円滑化を推進。</p> <p>⑫魚病対策の迅速化を図るため、獣医師への魚病診断技術に関する研修を実施するとともに、遠隔診療に関する活用実態調査を実施し、積極的な活用事例を養殖業者、獣医師等の関係者へ周知。</p> <p>⑬海洋状況表示システム「海しる」を活用し、漁業権の情報をマップ化。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理など個別テーマに関する現場への説明を行うとともに、都道府県等からの問い合わせに対応すること等を通じて、改正漁業法の適正な運用を図る。 ・「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を着実に進め、新たな資源管理システムを構築し、減少している漁獲量を平成22年と同程度まで回復させる（2018年331万トン→2030年444万トン）。 ・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化の検討を進める。 ・全国の産地市場・漁協のうち400市場以上を目途として、産地市場情報（水揚げ情報）が情報収集できる体制を構築。 ・引き続き、高性能漁船等の導入・実証等を推進。 ・海面利用ガイドラインに基づき、引き続き、海面利用制度が適切に運用されるよう都道府県への助言指導を実施。 ・養殖業成長産業化総合戦略に基づき、ブリ、マダイ、サーモン等の「戦略品目」の生産拡大を図るとともに、生産性向上、餌料の開発、魚病対策、育種を実施。また、マーケットイン型養殖業の実現に必要な実証・普及を実施。 ・「養殖生産拠点地域」を設定し、漁場環境改善対策や養殖場及び漁港における養殖水産物の生産・流通に資する施設の一体的整備を推進。 ・輸出を視野に入れ、物流の効率化、品質・衛生管理の強化等、流通構造の改革を推進。 ・AI、ICT等の活用により、荷さばき、加工現場の自動化・低コスト化、高鮮度維持技術、トレーサビリティ導入等を通じて、情報流と物流を効率化し高付加価値化を実現。 ・水産流通適正化法の円滑な施行に向けて、国内外の幅広い関係者に対して、周知・普及を推進。 ・水産物及び水産加工品の流通に関して、不適切な取組を未然に防止するためのガイドラインについて、現場への浸透を図る。 ・2021年11月に策定した養殖業者と販売事業者の適正な取引を促進

【シート No.32】

	<p>するためのガイドラインの普及を行う。また、養殖業の資金調達 の円滑化を図るため、養殖業における事業性評価を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、引き 続き、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化。 ・密漁対策のための罰則強化の効果を最大限活かせるよう、関 係機関と連携した取締りを推進するとともに、地域における 密漁対策を実施。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）

【シート No.33】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>12⑤海洋環境の変化等増大するリスクへの対応の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2030年までに魚介類生産量を536万トンに向上（2018年：395万トン）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○魚介類生産量395万トン（2018年）→378万トン（2021年概算値）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化により増大する不漁問題等のリスクに対応するため、以下の取組を実施。 ①地球環境問題等の中長期的な課題に対応した漁船導入や漁法や魚種の複数化、協業化等、新たな操業形態への転換を促進するため、2021年12月に漁業構造改革総合対策事業の関連通知を改正し、2022年1月に案件公募開始。 ②河川ごとに策定する増殖戦略に基づき、環境変化に強い健康な稚魚を、最適な時期・サイズ等で放流する取組を推進。 ③船用機器メーカー等との漁船の電化・水素化に関する意見交換を実施。 ④上記①による体質強化に加え、漁獲報告の電子化の促進や洋上モニタリングの試験実施等を通して、国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成。 ⑤令和元年度から新しい衛星も活用して高精度水温図等を作成するとともに、漁船漁業における衛星データ等を利用して海域環境モデルを2022年3月までに開発・実証し、漁場形成の予測情報を漁業者へ提供することにより、漁場探索の効率化の取組を推進。また、2021年度も引き続き競争力強化型機器等導入緊急対策事業により、省エネ効果の高い漁船用エンジンの導入を支援し、燃油使用量の削減を推進。 ⑥漁港・漁場における環境負荷の低減のため、荷さばき所等と合わせて行う太陽光発電設備や小風力発電設備の整備による再生可能エネルギーの活用や浮魚礁の整備による漁船航行時間の短縮を通じた燃油使用量の削減等の取組を推進。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業構造改革総合対策事業の活用等により多目的漁船や省エネ型漁船の導入を推進。 ・回帰率の良い取組事例の横展開や施設の有効活用などを含め、さけ・ますの持続的なふ化放流体制の構築を推進。 ・電化・水素化等の漁船の脱炭素化に資する要素技術について、社会全体のエネルギー転換や技術開発の動向を踏まえつつ、各漁業の特性に応じて段階を踏んで開発を推進。 ・国際資源管理については、様々な国際ルールに対応していくことができる経営体の体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様性の確保、さらに必要な場合は集約化も含め様々な改善方策を検討・展開していく。 ・衛星データ等の利用による漁場探索のためのスマート機械等導入を推進するとともに、衛星データ等を活用した高精度の水温図や植物プランクトン分布図等を漁業者へ提供し、効率的な漁場探索を推進。 ・これまでの実施状況も踏まえ、省エネ機器の導入等により、更なる燃油使用量の削減を推進。 ・漁港における設備等の電化や給電施設の整備、再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策、CO₂吸収源としても期待される藻場の

【シート No.33】

	保全・創造等、漁港・漁村のグリーン化を推進。
府省庁名	農林水産省

【シート No.34】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>12⑥デジタル化等による漁業の活性化や海業など漁業以外の産業の取り込み、地域を支える人材の育成・確保を通じた漁村の活性化の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>デジタル化により漁業を活性化し、海業など漁業以外の産業を取り込むとともに、地域を支える人材の確保・育成により、漁村の活性化を推進するために、以下の取組を実施。</p> <p>①水産物の流通拠点漁港等の機能の再編・集約と更なる機能強化を推進。</p> <p>②漁協の経済事業の連携を促進。</p> <p>③漁港施設を活用した海業等の振興と漁港漁村の環境整備・地域水産物の販売提供等、海業に必要な施設整備を支援。</p> <p>④漁業所得の向上を実現し漁村地域の活性化を図る「浜の活力再生プラン」の推進。</p> <p>⑤漁業や海業において、地域で一体となってデジタル・通信技術を活用し、資源管理、生産、加工・流通、消費、観光等の取組を実施する「デジタル水産業戦略拠点」の創設及び漁村地域の円滑なデジタル化に向け、通信関係の企業や水産業支援サービス事業者などのデジタル人材やサービスを登録する「水産デジタル人材バンク」の創設のために有識者へのヒアリングやスマート農林水産業ワーキンググループ等での意見交換を実施。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>漁村の活性化に向けて、以下の取組を推進。</p> <p>①圏域計画に基づき、産地市場等の集出荷機能等の再編・集約と高度な衛生管理や漁船の大型化への対応等の漁港機能の強化を推進。</p> <p>②複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めるとともに、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備。</p> <p>③海業振興として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、漁港と地域資源を最大限に活かした海業の取組を推進。 ・漁業者や民間事業者の事業活動に必要な漁港の施設整備を実施するとともに、漁港における海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを検討。 ・整備効果等を検証しつつ、引き続き海業に必要な施設整備を推進。 <p>④現在2期目として実施中の浜プランについては、2024年度に3期目の更新を迎えるところ、これまでの取組の効果・成果を検証しつつ、漁業外所得の確保や地域を支える人材の育成・確保等、推進していけるよう制度設計に向けた検討を実施。</p> <p>⑤2023年度のデジタル水産業戦略拠点と水産デジタル人材バンクの創設に向け、検討を行うとともに、人材バンクにおいて発信する内容であるデジタル人材に関する情報やデジタル化による経営上の具体的メリット、活用可能な補助事業などに関する各種情報を収集。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No.35】

<p>展開する施策 〈展開する施策〉</p>	<p>13①復興交付金等を活用した施策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進 ○漁港施設については2018年度までに復旧。海岸保全施設については、一刻も早い復旧・復興完了を目指す ○海岸防災林については、一刻も早い植栽までの復旧事業の完了を目指す</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○営農再開可能な農地面積 18,560ha（2020年度）→18,630ha（2021年度） （※目標：18,890ha（復旧対象農地19,660haの約96%）（2022年度）） ○岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数（部分的に回復したものを含む。） （※目標：319漁港（2018年度に達成済）） ○本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 449地区（2019年度）→590地区（2021年度） （※目標：621地区（2021年度）） ○本復旧工事が完了した海岸防災林 完了延長153km（2021年度）</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地について、復旧・復興を契機とした大区画化への取組を2021年度までに8,240haで実施（見込み）。 ・海岸防災林について、災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等の工事について要復旧延長164kmすべてに着手し、このうち2021年度末時点で福島県の一部を除いた153kmについて完了した。 ・福島県の水産業については、試験操業を2020年度で終了し、2021年度以降は本格操業への移行期間と位置付け、段階的に操業を拡大。
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地（福島県）については、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。また、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を引き続き実施。 ・海岸防災林については、引き続き、復旧・再生を推進。 ・操業支援については、本格的な操業への円滑な移行を引き続き推進。 ・福島イノベーション・コースト構想に基づき、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、引き続き先端技術の開発・現地実証を推進するとともに、福島県浜通り地域に社会実装拠点を設置し、得られた成果を普及。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁</p>

【シート No.36】

具体的施策 〈展開する施策〉	13②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	○創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	○チーム化による水産加工業等再生モデル事業（平成29年度～令和2年度）により、人材活用や販路開拓等、地域ごとの課題解決に向けて、複数事業者が連携して行う先進的な取組（累40事業）を支援 ○「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進
施策の実施状況 （主なもの）	【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】 ・「新しい東北」官民連携推進協議会の下、地域づくりハンズオン支援事業（令和3年度において3団体を支援）等を通じ、被災地で活動する多様な主体（企業・大学・NPO等）との連携を推進。 ・「新しい東北」復興・創生の星顕彰では、被災地において人口減少や産業空洞化などの全国の他地域にも共通する課題等の解決に取り組み、魅力あふれる「新しい東北」の創造に向けて貢献している個人・団体を顕彰。 ・「新ハンズオン支援事業」では、被災地の農林水産業等の販路拡大等を支援（令和3年度：2グループ、15事業者）。 ・また、「結の場」では、被災地企業と支援企業（大企業等）とのマッチングを目的にワークショップを開催しており、水産加工を中心に商談ベースでの意見交換についても実施。 ・被災三県で創意工夫しながら挑戦する企業などの取組み事例を紹介する「産業復興事例集」においては、農林水産業も含む被災事業者の優良事例を掲載し、今後の事業創出や復興の加速化の一助としている。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	・引き続き、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を推進。 ・これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。 ・令和4年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

【シート No.37】

具体的施策 〈展開する施策〉	13③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォース等の下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進活動や社員食堂等での利用の取組を実施（2022年5月末現在1,791件）。 ・復興庁と関係府省庁とが連携し、各府省庁のイントラネットを活用したオンラインによる福島県産品のマルシェを実施（2021年度は18府省庁にて実施）。 ・農林水産省と関係省庁が連携し、2012年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2021年度は3月に発出）。 ・復興大臣が経済3団体のトップとオンラインや対面で面会し、被災地産品の利用等を要請（2022年2、3月）。 ・被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2015年度から開始。2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度同様Web商談会（延べ52社参加）を開催）。
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度においても、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、福島ならではのブランド化と産地競争力の強化、放射性物質の検査、第三者認証GAP等の取得、量販店・オンラインストア等での国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、農林水産業の復興創生を総合的に推進。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度においても、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。 ・2022年度においても、インターネット等を活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・2022年度においても、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 ・2017年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、引き続き福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度においても、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・2022年度においても、展示会等での福島県産品のPRや福島県産品の販売等を実施。 <p>【ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画に基づき、新たにトリチウムを対象とするモニタリング検査を実施

【シート No.37】

	<p>するほか、生産・加工・流通・消費の段階における徹底した対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALPS 処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも、緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援するとともに、ALPS 処理水の安全性等に関する理解醸成を図り、風評影響を最大限抑制。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省

【シート No.38】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>14①ポストコロナ時代における食料安全保障の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【食料安全保障政策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や異常気象等により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策等を示した「緊急事態食料安全保障指針（以下、指針）」を2021年7月に改正し、平素からの取組の中に早期注意段階を新設。主要農産物の国際価格の上昇といった当時の状況を踏まえ、早期注意段階を即時適用。 ・平素からの効率的な情報収集・分析のため、食料供給に関する情報分析ワーキンググループの定例開催など省内体制を強化。 ・「海外食料需給レポート」の内容を拡充し、2021年7月に「食料安全保障月報」としてリニューアル（毎月末発行）。 ・関係省庁と連携してシミュレーション演習を実施し、指針に基づく手順などを確認。 ・「食料安全保障アドバイザリーボード」を随時開催し、食料安全保障対策の強化に向け専門家の意見を聴取（計7回開催）。 ・ウクライナ情勢の緊迫化など、食料安全保障をめぐる状況が変化していることを踏まえ、2022年2月に食料安全保障に関する省内検討チームを設置し、食料安全保障に関する施策全般について、包括的な検証に着手。 ・2022年3月に農林水産業や食品産業等の関連事業者に向けて、「ウクライナ情勢に関する相談窓口」を設置するとともに、政府の対策を一元的に確認できるウェブサイトや農林水産省ホームページ内に開設し、燃油対策や資金繰り支援等の情報発信を強化。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算より、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付けの団地化の推進や営農技術に導入等による産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。 <p>【加工食品や外食・中食向け原料の国産への切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜については、需要が拡大する加工・業務用野菜の生産体制を一層強化し、輸入野菜の国産切替えを進めるため、輸入量の多い品目を重点推進品目として、水田を活用した新たな産地の育成、産地における農産物処理加工施設・集出荷貯蔵施設の整備等を支援。 <p>【フードサプライチェーンの多元化・強靱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な流通体制を実現するため、データ連携システムの構築、ICTを活用した業務の省力化・自動化等サプライチェーン全体の合理化に向けた取組を支援しているほか、新たな生活様式下での外食事業者の事業継続を実現するため、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換等を支援しているほか、新たな生活様式下での外食事業者の事業継続を実現するため、外食業における既存店舗の改装・再編、新規出店を通じた業態転換等を支援。 ・都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した災害・防災対応を行うための施設整備を支援。

【シート No.38】

	<ul style="list-style-type: none"> ・官民で連携し我が国食産業の海外展開を総合的に支援。 <p>【持続的な食品流通モデルの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーサビリティを確保するためのデータ連携システムの構築、データ連携の効果を発揮しうるICTを活用した業務の省力化・自動化等の取組を支援。 <p>【輸入食料の安定的確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の主要穀物等の需給の動向と見通しについて、省内外から収集した国際的な食料需給に係る情報を集約し「海外食料需給レポート」（2021年7月以降は「食料安全保障月報」）として、毎月公表。（2018年5月～2022年6月） ・食料の安定的輸入を確保する観点から、主要穀物等の主な生産地帯について、衛星観測から得られる気象データ等を地図やグラフで可視化しモニタリングする「JASMA I（農業気象情報衛星モニタリングシステム）」を2021年1月より一般公開。 ・WTOやG20農業大臣会合等において、食料の安定的確保に向けた国際協調を推進。 <p>【食と農のつながりの深化に着目した官民協働の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や農山漁村の重要性に対する消費者の理解の促進を図るため、官民協働の国民運動「ニッポンフードシフト」を2021年7月から展開。特に「Z世代」と呼ばれる若者たちを重点ターゲットとし、食と農の魅力について、若者たちの間で共有しやすい情報発信にも取り組む。 ・公式サイト・SNSの運用、高校生参加型のテレビ番組企画、47都道府県の新聞社と連携した、食や農に携わる全国の若者たちの姿を紹介する企画、吉本興業と連携した動画の発信、食や農にまつわる雑誌の特集、Z世代参加型や、ファッション・マンガ等を切り口にしたイベントの開催等、多様な取組を展開。
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p>【食料安全保障政策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料安全保障に関する省内検討チームで取り組んでいる食料安定供給上のリスクの検証を踏まえ、食料安全保障の確立に向けた必要な施策の検討を行う。 ・緊急事態食料安全保障指針に基づくシミュレーション演習を実施。 <p>【麦・大豆の収益性・生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するため、産地の生産体系の強化・生産の効率化、安定供給のための保管体制の強化を推進。 <p>【加工食品や外食・中食向け原料の国産への切り替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミールキット、カット野菜等など、需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜の生産体制を整備するため、引き続き水田を活用した加工・業務用野菜の産地化、農産物処理加工施設・集出荷貯蔵施設等の整備等を推進。 <p>【フードサプライチェーンの多元化・強靱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品等流通の合理化・高度化を図るため、デジタル化・

【シート No.38】

	<p>データ連携による業務の効率化等による効率的な食品流通モデルの構築に向けた取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな生活様式下での外食事業者の事業継続を実現するため、外食業における既存店舗の改装・再編や業態転換を推進。 ・引き続き、都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した災害・防災対応を行うための施設整備を推進。 ・引き続き、官民で連携し我が国食産業の海外展開を総合的に支援。 <p>【持続的な食品流通モデルの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品等流通の合理化・高度化を図るため、デジタル化・データ連携による業務の効率化等による効率的な食品流通モデルの構築に向けた取組を推進。 <p>【輸入食料の安定的確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、省内外から国際的な食料需給に係る情報を収集するとともに、穀物等の需給情報以外の様々なリスクについても情報収集を行い定期的にレポート公表を行う。 ・引き続き、衛星データを活用した主要穀物等の主な生産地帯の気象情報モニタリングシステムを一般公開するとともに、更なる活用方法を検討する。 ・引き続き、WTOで輸出規制措置の透明性向上と規律の明確化への提言をするなど食料安全保障上の影響回避に向けた国際協調を推進。 ・新型コロナウイルスの蔓延等の緊急時における、農業市場情報システム（AMIS）の情報収集能力の強化を推進。 ・OECD、FAOと連携し、食料や資材の流入停滞の要因調査等を行った結果をふまえ、「農業サプライチェーンのレジリエンス強化に関するガイドライン」を今後公開する予定。公開後に同ガイドラインの普及活動を検討中。 <p>【食と農のつながりの深化に着目した官民協働の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民協働の国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を通して農林漁業者による地域の様々な取組や地域の食と農業の魅力を、メディア・SNS等を活用して発信。 ・農業・農村に対する国民の理解を醸成するため、地域の農業・農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを開催。
府省庁名	農林水産省

【シート No.39】

具体的施策 〈展開する施策〉	14②農林水産業・食品産業のデジタルトランスフォーメーションの 推進
関連する目標	「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築し、農林水産省所管 の行政手続（補助金等の申請を含む。）について、2022年度までにオン ライン化率100%を、2025年度までにオンライン利用率 60%を目指す。
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化率 87%（2,692手続（2022年5月末現在）（目標：約3,100手続（2022 年度））） ・オンライン利用率 0.3%（15,436件（2020年度）（総手続件数約450万件）） （2021年度は集計中）
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が所管する行政手続について、オンラインによる申請等 を受け付ける eMAFF の整備を進めており、2021年度中に、農林水産 省が所管する 3,000 を超える行政手続のうち、2,692 手続をオンラ イン化。 ・eMAFF の利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水 田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認 等の抜本的な効率化・省力化等を図るため、「農林水産省地理情報 共通管理システム（eMAFF 地図）」の開発を進め、2021年度に一部 運用を開始。
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・eMAFF の基盤を強化しつつ、他の行政手続についても、申請に係る書 類や申請項目等の抜本見直しを行い、オンライン化を進める（2022 年度までにオンライン化率100%、2025年度までにオンライン利用 率60%を目指す）。 ・eMAFF 地図について、引き続き開発を進めつつ、農地の現場情報を統 合するための紐づけ作業を全国的に進め、2023年度から本格運用す る。
府省庁名	農林水産省

(参考) 農業所得、農村地域の関連所得の推移

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
農業所得 〔暦年〕	2.9兆円 (100)	2.8兆円 (97)	3.3兆円 (114)	3.8兆円 (131)	3.8兆円 (131)	3.5兆円 (121)	3.3兆円 (114)	3.3兆円 (114)	3.5兆円
農村地域の 関連所得 〔年度〕	1.2兆円 (100)	1.3兆円 (108)	1.5兆円 (125)	1.8兆円 (150)	2.0兆円 (167)	2.1兆円 (175)	2.2兆円 (183)	—	4.5兆円

注1:()内は平成25年度を100としたときの値。

注2:()内は表示単位で計算したときの値。

【出典】農業所得：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、農村地域の関連所得：農林水産省農村振興局調べ。